

令和2年第1回千葉市議会定例会会議録（第2号）

令和2年2月26日（水）午後1時開議

○議事日程

- 日程第1 会議録署名人選任の件
- 日程第2 議案第1号 令和元年度千葉市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第2号 令和元年度千葉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第3号 令和元年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第4号 令和元年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 令和元年度千葉市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 令和元年度千葉市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第7号 令和2年度千葉市一般会計予算
- 議案第8号 令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第9号 令和2年度千葉市介護保険事業特別会計予算
- 議案第10号 令和2年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第11号 令和2年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第12号 令和2年度千葉市霊園事業特別会計予算
- 議案第13号 令和2年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第14号 令和2年度千葉市競輪事業特別会計予算
- 議案第15号 令和2年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第16号 令和2年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第17号 令和2年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算
- 議案第18号 令和2年度千葉市動物公園事業特別会計予算
- 議案第19号 令和2年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第20号 令和2年度千葉市学校給食事業特別会計予算
- 議案第21号 令和2年度千葉市公債管理特別会計予算
- 議案第22号 令和2年度千葉市病院事業会計予算
- 議案第23号 令和2年度千葉市下水道事業会計予算
- 議案第24号 令和2年度千葉市水道事業会計予算
- 議案第25号 法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第26号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第27号 千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第28号 千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

- 議案第29号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第30号 千葉県食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止について
議案第31号 心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第32号 千葉県消防関係手数料条例の一部改正について
議案第33号 千葉県立病院看護師等修学資金貸与条例の一部改正について
議案第34号 千葉県指定特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について
議案第35号 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について
議案第36号 千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正について
議案第37号 千葉県証明等手数料条例の一部改正について
議案第38号 千葉県地方卸売市場業務条例の全部改正について
議案第39号 千葉県保育所設置管理条例の一部改正について
議案第40号 千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第41号 千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第42号 千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第43号 千葉県心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正について
議案第44号 千葉県建築関係手数料条例の一部改正について
議案第45号 土地の処分について（旧千葉県高洲市民プールの跡地）
議案第46号 財産の処分について（千葉県乳牛育成牧場の建物）
議案第47号 指定管理者の指定について（昭和の森）
議案第48号 包括外部監査契約について
議案第49号 議決事件の一部変更について（千葉県新庁舎整備工事に係る工事請負契約）
議案第50号 市道路線の認定及び廃止について
発議第1号 千葉県営住宅条例の一部改正について

○出席議員

1 番	桜井秀夫君	2 番	青山雅紀君
3 番	伊藤隆広君	4 番	渡辺忍君
5 番	鷲見隆仁君	6 番	秋山陽君
7 番	岩井美春君	8 番	小坂さとみ君
9 番	岡田慎君	10 番	安喰初美君
11 番	伊藤康平君	12 番	森山和博君
13 番	櫻井崇君	14 番	蛭田浩文君
15 番	石川弘君	16 番	阿部智君
17 番	岩崎明子君	18 番	松井佳代子君
19 番	亀井琢磨君	20 番	田畑直子君

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

21番	川合隆史君	22番	椀澤洋平君
23番	酒井伸二君	24番	村尾伊佐夫君
25番	植草毅君	26番	岩井雅夫君
27番	秋葉忠雄君	28番	小松崎文嘉君
29番	向後保雄君	30番	川村博章君
31番	宇留間又衛門君	32番	麻生紀雄君
33番	段木和彦君	34番	白鳥誠君
35番	盛田眞弓君	36番	中村公江君
37番	近藤千鶴子君	38番	川岸俊洋君
39番	小川智之君	40番	中島賢治君
41番	三須和夫君	42番	石井茂隆君
44番	茂手木直忠君	45番	米持克彦君
46番	石橋毅君	47番	橋本登君
48番	三瓶輝枝君	49番	福永洋君
50番	野本信正君		

○欠席議員

43番 森茂樹君

○説明員

市長	熊谷俊人君	副市長	鈴木達也君
副市長	服部卓也君	病院事業管理者	齋藤康君
総務局長	山田啓志君	総合政策局長	川口真友美君
財政局長	小池浩和君	市民局長	曾我辺穰君
保健福祉局長	山元隆司君	こども未来局長	峯村政道君
環境局長	米満実君	経済農政局長	加瀬秀行君
都市局長	佐久間正敏君	建設局長	佐藤寿之君
消防局長	兼巻重義君	会計管理者	小早川雄司君
都市局次長	松本真吾君	建設局次長	出山利明君
病院局次長	初芝勤君	兼水道局長	
総務部長	大野和広君	市長公室長	折原亮君
教育次長	神崎広史君	教育長	磯野和美君
人事委員会 事務局長	香取徹哉君	選挙管理委員会 事務局長	石野隆史君
代表監査委員	大木正人君	農業委員会 事務局長	松浦良恵君

○議会事務局

事務局長	鎌田栄君	次長	湊信幸君
議事課長	松本伸一君	議事課長補佐	中嶋健君
議事班主査	木下哲央君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 議案自第1号至第50号、発議第1号（代表質疑）

自由民主党千葉市議会議員団代表 ----- 秋 葉 忠 雄 君

- 1 市政運営の基本姿勢について
- 2 市民行政について
- 3 保健福祉行政について
- 4 こども未来行政について
- 5 環境行政について
- 6 経済農政について
- 7 都市行政について
- 8 建設行政について
- 9 消防行政について
- 10 教育行政について

未来民主ちば代表 ----- 麻 生 紀 雄 君

- 1 市政運営の基本姿勢について
- 2 総合政策行政について
- 3 財政について
- 4 市民行政について
- 5 保健福祉行政について
- 6 こども未来行政について
- 7 環境行政について
- 8 経済農政について
- 9 都市行政について
- 10 建設行政について
- 11 消防行政について
- 12 教育行政について

午後1時0分開議**○議長（岩井雅夫君）** これより会議を開きます。

出席議員は48名、会議は成立いたしております。

○議長（岩井雅夫君） この際、市長より発言したい旨の申し出が参っておりますので、お聞き取り願います。熊谷市長。

〔市長 熊谷俊人君 登壇〕

○市長（熊谷俊人君） 議長のお許しをいただきましたので、新型コロナウイルス感染症対策の経過について御説明申し上げます。

国内での感染症発生の報告のあった1月中旬以降、本市では、ホームページでの情報提供や

電話相談窓口の設置、帰国者・接触者相談センターの開設など医療体制の整備、検査体制の強化など、必要な対策をとってまいりました。

2月19日には、私が本部長となって健康危機管理対策本部を設置し、昨日第2回会議を開催したところです。会議では、市民が冷静に感染予防など適切な行動をとれるよう、正確な情報の周知に努めるほか、全職員の健康管理の徹底など、市役所の業務運営にも配慮することなどを確認いたしました。

なお、2月22日に公表した花見川区の市立中学校教諭の感染に関しましては、現在、教職員や生徒の健康観察のために2週間休校とするなどの措置をとっておりますが、今後、学校の再開に向けて必要な対策を実施してまいります。そのほかの市立学校についても、全教職員と児童生徒の健康管理を徹底するなど、感染防止の対策をとってまいります。

今後の感染の拡大を見据えて、市民への正確な情報提供や医療体制の整備など、引き続き、全庁一丸となって適切に対応してまいりますので、議員の皆様方には、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名人選任の件

○議長（岩井雅夫君） 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。

私より指名いたします。9番・岡田慎議員、10番・安喰初美議員の両議員にお願いいたします。

日程第2 議案自第1号至第50号（代表質疑）

○議長（岩井雅夫君） 日程第2、議案第1号から第50号まで、及び発議第1号を議題といたします。

代表質疑を行います。

自由民主党千葉市議会議員団代表、27番・秋葉忠雄議員。

〔27番・秋葉忠雄君 登壇、拍手〕

○27番（秋葉忠雄君） 自由民主党千葉市議会議員団の秋葉忠雄でございます。

新型コロナウイルスの感染が国内でも拡大している中、去る21日、本市においても市立中学校教員が新型コロナウイルスに感染していることが確認されました。児童生徒、保護者の皆様を初めとして、市民の不安が高まっており、本市においても感染の拡大を防ぎ、市民の健康被害を最小限に抑えていくため、一層の対策強化が求められるところであります。

現在、新型コロナウイルスの感染対策に御尽力をいただいております熊谷市長を初め、関係機関及び当局の皆様は深く感謝を申し上げますとともに、患者皆様の早期回復と感染の早期終息を心よりお祈り申し上げます。

それでは、令和2年度第1回定例会のトップを賜り、会派を代表いたしまして代表質疑を行います。

通告に従いまして、質疑をいたします。

初めに、市政運営の基本姿勢についてでございます。

まず、新型コロナウイルス対策についてお伺いいたします。

中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降、原因となる病原菌が特定されていない肺炎が複数報告され、新型コロナウイルスによる感染症と特定されました。日本でも、連日

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

感染が報道され、そして、非常に残念ですが、市立中学校教員の感染が確認され、当該校は、教職員等の健康観察等のため現在休校となっております。改めて、感染症が社会に与える影響の大きさを見せつけられた思いがします。一日も早く、もとの学校生活に戻ることを心より願う次第であります。そのため、市としても最大限の対策が必要であります。

本年7月から、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることなどを考えると、今後このような新興感染症に対し、対策が今まで以上に必要となってきます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、これまで、新たな感染症が起こることを想定してどのような準備をしてきたのかについて。

2点目は、今回の新型コロナウイルス感染症に対してどのような対策をしているのか、お伺いします。

次に、新年度予算編成についてです。

令和2年度の予算の編成に当たっての収支見通しでは、市税の大幅な増収は見込めず、急速に進展する少子超高齢化社会への対応に多額の財政需要が見込まれるなど、厳しい財政見通しとなっております。こうした状況にあって、収支の均衡を図るとともに、財政健全化の取り組みを進めつつ、市民ニーズに的確に対応すべく効率的に予算を配分することは、非常に困難であったと推測します。

そこでお伺いします。

どのような方針で予算編成に当たったのか、また、どのように市民生活向上に取り組んだのかについてお伺いします。

次に、市税収入についてです。

内閣府のことし1月の月例報告によると、景気は、輸出が引き続き弱含みの中で、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復しており、先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことと期待とされております。

令和2年度の我が国経済については、総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなどの政策効果も相まって、雇用・所得環境の改善が続く、経済の好循環化が進展する中で、内需を中心とした景気回復も見込まれております。

市税収入においても、雇用環境の改善による給与所得者数の増加や譲渡所得の増加などにより、増収が期待されるところであります。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、今年度の市税収入をどのように見込んでいるかについて。

2点目は、新年度当初予算における主な税目の税収について、どのように見込んだのかをお伺いします。

次に、第3次実施計画についてです。

実施計画は、市政運営の中長期的な指針である千葉市新基本計画に基づく3年間の主な取り組みを具体的に示した計画で、現在の第3次実施計画は、令和2年度で計画期間が終了します。対して、千葉市新基本計画は、令和3年度に計画期間が終了し、現在、当局が策定を進めている次期基本計画の計画期間は令和5年度からとのことであり、ここにギャップが生じていることは承知しております。

そこで、計画の連続性、まちづくりの連続性をどう保持しているかについて、2点お伺いします。

1点目は、第3次実施計画の進捗状況について。

2点目は、第3次実施計画と新基本計画が終了した後、次期基本計画が開始するまでの期間をどのように対応するのかについて、次期基本計画への接続という観点も含めてお伺いします。

次に、台風15号等を踏まえた防災対策についてです。

近年の地球温暖化は、世界規模の気候変動を引き起こし、日本でも全国各地でこれまでの想定を超えるような超大型で猛烈な勢力の台風などにより、大規模な風水害が相次ぐ中、去年は、本市においても台風15号の風水害により甚大な被害が発生しました。今後、このような大規模自然災害はいつ発生してもおかしくない状況であり、さらなる防災対策の推進が急務であると考えます。

昨年発生した台風15号、19号、10月25日の大雨では、観測史上最大の暴風、記録的な大雨など、災害の特徴がそれぞれ異なり、今後防災対策を進めていくに当たっては、それぞれの災害の特徴について検証を行うとともに、それらに対応したより効果的な対策を講じていく必要があります。

本市では、台風15号等を踏まえた防災対策の関連事業として、災害に強いまちづくりを推進するための政策パッケージを打ち出しておりますが、台風15号の経験を生かして、どのような政策を取り入れることとなったのか。

また、我が会派では、本年第4回定例会の代表質問において、災害対応についての質問を行い、市当局からは、具体的な対策について地域防災計画に反映を行う旨、答弁をいただいたところですが、具体的にどのような対策を地域防災計画に反映し、防災対策のより一層の強化を図っているのか。

そこで、4点お伺いします。

1点目は、災害に強いまちづくり政策パッケージ作成の目的について。

2点目は、災害に強いまちづくり政策パッケージの具体的な内容について。

3点目は、地域防災計画の主な修正項目について。

4点目は、今後の修正スケジュールについてお伺いいたします。

次に、I Rについてです。

特定複合観光施設、いわゆるI Rについて、これまで我が会派は、本市に誘致すべきという立場のもと、さまざまな質問をしてまいりました。また、市議会においても、超党派でI R議連を立ち上げるとともに、熊谷市長の手紙を携えシンガポールを視察し、その後の議会において視察者がそれぞれ誘致に向けた一般質問を行ったり、昨年12月にはマカオのI Rを視察したりするなど、勉強もしてまいりました。

また、本市においても、I R誘致するかしないかについて、民間事業者からの情報提供を求めるなど、これまで調査研究を進めてこられました。市長におかれましても、I Rに関する情報収集のため、事業者を初めとする多くの方々と意見交換を行ったという、さまざまな市政課題における事案同様に、当然のこととして行ってこられたものと思います。

そのような中、市長は、本年1月7日に行われた定例記者会見で、I R誘致を見送ることを発表され、我々はその後の報道において知ることとなりました。これまで、さまざまな取り組みを行ってきた我が会派からすると、非常に残念な決定であるものと考えます。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

そこで、3点お伺いします。

1点目は、市議会に相談する間もないほど、急ぎ決断した理由について。

2点目は、災害復旧に人とお金を充てるため以外に、今回見送るとした理由は何かについて。

3点目は、今後、幕張新都心の展開について、県との関係も含めてどのようにしていくのかについて、お伺いいたします。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会についてです。

いよいよ、本年7月24日にオリンピックが、また、8月25日にパラリンピックが開催されます。

本市においては7競技が行われることとなっており、開催を目前にして、多くの市民が期待に胸を膨らませているのではないのでしょうか。

世界最大のスポーツ祭典であるオリンピック・パラリンピックは、スポーツのみならず、文化、教育、国際交流、観光、経済、まちづくりなど、さまざまな分野にポジティブな影響を与えるとともに、特にパラリンピックへの関心の高まりは、障害者への理解、多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会を育む契機となるものと思われまます。また、会場に訪れるアスリートを初めとして世界中の人々をおもてなしで歓迎することは、本市をPRする絶好の機会でもあります。

大会の成功のために、競技会場のある幕張メッセ周辺だけでなく、全市的な取り組みとして大会を迎える必要があると思います。今まで、オリンピック・パラリンピックに関係したさまざまな施策を推進してきたことは承知しておりますが、開会まであとわずかとなった今、改めて、大会成功に向けた本市の取組状況についてお伺いします。

次に、県営水道と市営水道の事業統合についてです。

我が会派は、かねてより県営水道と市営水道の事業統合について、市政における重要な課題であると認識しており、県議会議員とも連携して、実現に向け取り組んでいるところであります。

そこで、平成30年12月には、我が会派が提案し、千葉市議会において全会一致で採択された統合に関する意見書を千葉県知事あてに提出させていただきました。また、令和元年第3回定例会においても、県営水道と市営水道の統合協議について質問し、昨年8月に開催された知事と市町村長との意見交換会での要望内容や市長の思いを伺いました。

その際、我が会派は、県営水道が給水している地域11市との対話を県は適切な時期に行うとの見解に対し、具体的な時期を明示するよう県に求めていく必要があると意見を申し上げましたが、その後、どのような進展があったのか、大変気になるところであります。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、その後、統合に向けた協議はどのような状況かについて。

2点目は、今後、どのように協議を進めているのかについてお伺いいたします。

次に、海浜病院の老朽化への対応についてです。

美浜区磯辺にある市立海浜病院は、昭和59年10月に開院し、これまで36年にわたり美浜区を中心として、市民にとって必要な医療を提供してまいりました。しかし、給排水管を中心に老朽化の進行が著しく、根本的な改修も難しい状況です。このような状況を踏まえて、昨年度から病院事業のあり方について検討を進めてきたところだと思えます。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、海浜病院の老朽化への対応について、その基本的な方針について。

2点目は、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

次に、市民行政についてです。

（仮称）千葉公園体育館の整備についてお伺いします。

千葉公園については、再整備マスタープランで公表され、今後の再整備が進められていくところであります。中でも体育館の整備については、我が会派として、これまで代表質疑や所属議員の質問を通じ、当局に対し、整備の必要性を訴えるとともに、早期の整備に向けて着実な取り組みがなされることが重要であることから、進捗については機会を捉えて確認を行ってきたところであります。また、整備に際しては、全市的かつ総合的なスポーツ施設として整備すべきと要望してきたところです。

現在は、昨年3月に完了した基本設計をもとに、市民のスポーツ活動の拠点並びに障害者スポーツ振興の拠点として適正な機能や規模を確保するとともに、高度化、多様化している市民のスポーツニーズに対応する施設の整備に向け、実施設計の策定が進められていると聞いております。いよいよ、建築に向けての準備が整うところであると思っております。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、（仮称）千葉公園体育館の整備の概要について。

2点目は、今後のスケジュールについてお伺いします。

次に、保健福祉行政についてです。

初めに、受動喫煙対策についてお伺いいたします。

改正健康増進法の全面施行及び本市受動喫煙防止条例の施行により、いよいよ4月1日から、新たな受動喫煙対策が義務化されることとなります。これに伴い、飲食店やオフィス、工場、商業施設など、多数の方が利用する施設は、原則屋内禁煙とされ、法や条例に違反した場合、50万円以下の過料が科されることもあります。多くの施設では、制度開始に向けて準備を進めていますが、いまだ準備が進んでいない事業所もあると伺っています。

新たな制度は、喫煙する、しないにかかわらず、全ての方を受動喫煙による健康被害から守るために実施されるものであることから、当局には、受動喫煙対策が徹底されるよう、対象となる施設に対して、法や条例に基づき適切に対応していただくことを求めます。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、受動喫煙対策に関する新年度の体制について。

2点目は、新年度の具体的な取り組みの内容についてお伺いします。

次に、特定不妊治療費助成についてお伺いします。

昨今、結婚年齢や妊娠・出産年齢の上昇、医療技術の進歩等に伴い、不妊治療を受ける方が増加しております。本市では、国の制度にのっとり、体外受精や顕微授精などの特定不妊治療費助成を行っておりますが、申請件数は増加していると聞いております。

このような状況の中、他政令市等では、国の助成制度にとどまらず、所得制限の撤廃や助成金額の上乗せなど、市独自の助成制度を定めることにより、不妊に悩む夫婦を支援しておりますが、本市は独自の制度もなく、制度の充実を求める声が大きくなっているものと認識しています。

我が会派も、不妊に悩む夫婦をより一層バックアップしていくためには、市独自の助成が必要ではないかと考え、当局の見解を昨年の第3回定例会において質問し、助成のあり方を検討

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

する必要があるとの答弁がありました。このたび、新年度予算において制度を拡充し、市独自の助成を行うと伺っております。

そこでお伺いします。

特定不妊治療にはどのようなものがあり、それに対してどのように制度を拡充したのか、お伺いいたします。

次に、こども未来行政についてです。

第2期千葉市こどもプランについてお伺いします。

昨年12月に、厚生労働省は人口動態統計の年間推計を発表し、令和元年度生まれの子供の数は、過去最少の86万4,000人で、初めて90万人を割り込み、少子化が深刻さを増している実態が明らかになりました。本市においても、子供の数は減少傾向が続いており、特にゼロから2歳児の減少が顕著となっておりますが、一方で、母親の就労率は上昇しており、今後も教育、保育の需要は高まると考えられ、引き続き受け皿の確保に向けた整備が必要となっているところ です。

このような中、当局においては、本市の子ども・子育て支援事業計画を含め、子育て支援策を体系的、総合的に推進するための第2期千葉市こどもプランについて、今月17日までパブリックコメントの手続きを行い、今年度中に策定する予定と伺っております。

そこで、4点お伺いいたします。

- 1点目は、第2期プランの策定方針について。
- 2点目は、第2期プランにおける保育需要の見込みについて。
- 3点目は、第2期プランにおける保育園等の整備方針について。
- 4点目は、新年度の保育園等の整備計画についてお伺いします。

次に、環境行政についてです。

初めに、環境教育についてお伺いいたします。

環境教育は、環境に優しいライフスタイルの確立に向け、重要な取り組みの一つであり、千葉市も市の環境教育基本方針に基づき、環境学習モデル校の指定や環境教育教材の配布など、さまざまな事業が行われているところであります。

一方、平成29年第3回定例会において、我が会派より、環境教育を取り巻く状況の変化に対応するため、国や千葉市における環境教育の基本方針の見直しについて質問したところ、今後、国の方針の改訂動向を見きわめ、市の基本方針についても具体的に見直していくと答弁があり、その後、国において、平成30年6月に環境教育基本方針が見直されたことは承知しております。

そこで、3点お伺いします。

- 1点目は、国の環境教育基本方針の見直しのポイントについて。
- 2点目は、本市の環境教育基本方針の見直しの検討状況について。
- 3点目は、見直しの視点と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

次に、昨年第3回定例会の代表質疑でも質問いたしました航空機騒音問題についてお伺いいたします。

国は、増大する航空需要の対応のため、羽田空港の機能を強化して発着便を合わせて3.9万回の増便を行うとしており、本年3月29日より新飛行経路の運用を開始し、羽田空港において国際線の増便が行われるところ です。

また、千葉県と関係市町で構成される羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会と国土

交通省で、昨年12月25日に羽田再拡張後の飛行ルート等に関する確認書を新たに締結したと聞いております。

そこで、2点お伺いいたします。

確認書における本市意見の反映状況について、今後の対応についてお伺いいたします。

次に、喫煙所の設置についてお伺いいたします。

千葉市は、千葉市受動喫煙の防止に関する条例をこの4月に施行し、従業員のいる飲食店を原則屋内禁煙とするなど、独自の規制を行い受動喫煙対策を積極的に進めています。一方、環境局では、路上喫煙・ポイ捨て防止条例のもと、平成30年度より新たな試みとして、路上喫煙・ポイ捨て取り締まり地域内のJR海浜幕張駅高架下に、市内で初めて公共の喫煙所を設置し、路上喫煙やポイ捨ての防止効果を検証する実証事業を開始しています。また、今後、他の取り締まり地区においても、公共喫煙所の設置を計画していると聞いております。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、喫煙所設置の経過と課題について。

2点目は、課題解決に向けた対応と今後の方向についてお伺いをいたします。

次に、経済農政についてです。

初めに、MICEの推進についてお伺いをします。

千葉市は、日本を代表するコンベンション施設である幕張メッセを有し、成田・羽田空港に近い立地特性から、グローバルMICE都市に位置づけられています。本市にとって、MICEの推進は、経済活性化並びに世界へのPRといった点で非常に重要であると我が会派では考えています。この夏の東京2020大会には、世界各地から多くの方々が本市に来葉され、これを絶好の機会と捉え積極的な取り組みが必要であると考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、令和元年度のMICE開催実績と具体的な取り組みについて。

2点目は、東京2020大会を生かした取り組みについてお伺いします。

次に、森林整備についてお伺いします。

本市においては、令和2年度から森林環境譲与税の本格的な活用が始まり、その有効活用について注目しているところです。一方、市内には手入れのされていない森林が多く見られ、昨年9月の台風15号では多くの倒木が発生したことから、防災の観点を取り入れた森林整備が期待されております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、森林環境譲与税をどのように活用していくのかについて。

2点目は、どのように市内の森林整備に取り組んでいくのかをお伺いします。

次に、都市行政についてです。

初めに、都市計画の総合的な見直しについてお伺いします。

平成26年に立地適正化計画制度が創設され、全国でコンパクトシティの取り組みが本格化してから5年となります。昨年7月、国土交通省の諮問機関である都市計画基本問題小委員会が、安全で豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりのさらなる推進を目指しての中間取りまとめとして、コンパクトシティの意義は、町を単に縮小するものではなく、人口減少を契機に、町なかや拠点の価値を高め、より豊かな生活実現を目指すものであることを改めてわかりやすく整理し、住民、行政などと共有することなど、提言を行っております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

一方、本市では、令和2年からの人口減少を見据え、少子・高齢化や人口減少に対応した持続可能なまちづくりを目指すため、平成28年の都市計画マスタープランを初め、住生活基本計画や緑と水辺のまちづくりプランの改定、さらには、昨年度末に立地適正化計画を策定したところであります。

これらを踏まえ、本年は、東京2020大会後も続く都市間競争やソサエティ5.0時代の到来によるライフスタイルの変化など、本市にとっても大きな転換期を迎えることから、改めて大局的に将来の都市像について議論し、次のステージへ進めていかなければなりません。

そのために、都市計画基本問題小委員会の提言を踏まえつつ、本市が大切にしている価値やそれを実現しようとする意思を表現し、市民の皆様と共有することができる令和時代の新たな都市づくりビジョンを示していく必要があるのではないかと考えます。

そこでお伺いいたします。

どのような意図を持って、都市計画の総合的な見直しを進めていくのか、見直しの趣旨についてお伺いします。

次に、千葉駅周辺のまちづくりについてお伺いします。

千葉駅ビル開業から早くも3年が経過し、既に千葉駅を利用している通勤通学者の生活の一部に定着しているのではないかと思います。また、民間調査機関が公表している千葉駅周辺の歩行者交通量調査を見ますと、駅ビル開業後は、休日の歩行者数がふえているとの結果もあり、駅ビル開業の効果により、休日買い物などに訪れる来街者がふえているのではないかと推測されます。

現在、ナイトタイムエコノミーの一環で「よるまち」が開催され、来街者をイルミネーションによる光の道で、千葉駅前大通りから中央公園に導き、中央公園では、国内最大級の合成アイススケートリンクが設置されており、多くの方に利用されていると伺っております。

当日は、千葉駅前大通りでちば富士見屋台横丁が開催され、どの屋台も昼間から満席となり、周辺の店舗には人があふれるなど、一定のイベント効果があったものではないかと思います。

このように、千葉駅から中心市街地へ人の流れを誘引できるイベントが増すことで、相乗効果的にもっとにぎわいが増し、波及していくのではないかと考えております。

そこで、3点お伺いします。

1点目は、千葉駅周辺の開発の現状について。

2点目は、北エリアにおける千葉公園再整備の方向性と今後の予定について。

3点目は、今後の千葉駅周辺の人の流れの展望についてお伺いします。

次に、建設行政についてです。

初めに、建設業の担い手確保の取り組みについてお伺いします。

建設業は、インフラの整備、維持管理を行うほか、災害時に最前線で復旧活動を行う重要な役目を担っておりますが、近年、頻発、激甚化する災害対応への強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、生産性向上への取り組みが急務となっております。

今年度、本市では、台風15号、19号、21号の影響による豪雨などにより、甚大な被害をもたらしましたが、市内建設企業による迅速な対応が図られたことで、市民生活への影響は最小限に抑えられたことと感じております。改めて地域の守り手である市内建設企業の育成、確保は、重要であると再認識したところであり、今後も活躍し続けてもらうために、担い手の確保が必要であると考えております。

当局では、市内建設企業の経営安定化などを図るため、債務負担行為を活用した施工時期の平準化など、建設業の担い手確保につながる生産性向上施策に取り組まれており、評価するところですが、昨年11月、千葉市建設業協会など市内建設4団体から平準化対策のさらなる拡充について要望されたと聞いております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、施工時期の平準化の新たな取り組みについて。

2点目は、その他の取り組みについてお伺いします。

次に、次期下水道事業中長期経営計画の検討状況についてお伺いします。

政令指定都市移行時の最大の課題であった汚水整備については、昨年度末の下水道処理人口普及率が97.3%とほぼ概成した現在、今後の老朽化への対応が気になるところです。

一方、雨水の排除も下水道事業の役割であり、折しも、昨年の大雨や台風などを踏まえ、災害に強いまちづくりに向けて事業を重点化し、加速させていく必要があると考えます。また、下水道事業は、受益者負担と独立採算制の原則に基づき経営しているため、下水道の利用者から下水道使用料を徴収していますが、今後の人口減少が見込まれる中で、下水道の機能を適切に維持することができるのか、危惧されるところであります。国土交通省でも、人口減少下における下水道経営のあり方について検討しているとのこと。

このような状況の中、当局では、現在、次期中長期経営計画策定に向けた検討を行っているとお伺しております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、次期計画策定における基本的な方針について。

2点目は、下水道事業の経営のため必要な収益である下水道使用料の考えについてお伺いいたします。

次に、消防行政についてです。

消防水利の確保についてお伺いいたします。

昨年は、相次ぐ台風や大雨の襲来により、本市を含む東日本に甚大な被害が発生し、自然災害の恐ろしさと災害への備えの重要性を再認識したところです。

先般、テレビ等で阪神・淡路大震災の発生から25年が経過し、災害を風化させないための各種取り組みについて報道されておりましたが、自然災害の中でも、ひととき脅威なのは、やはり地震災害であり、本市においても、政府の地震調査委員会が発表した30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を示した全国地震動予測地図によると、都道府県庁所在地における発生確率が最も高い85%とされ、きょうあすにも、本市を襲ってもおかしくない状況であり、ひとたび、大規模地震が発生した場合、都市型災害の特性から、阪神・淡路大震災と同様に、同時多発的な火災の発生が懸念されるところです。

消火活動に当たっては、消火栓や防火水槽などの消防水利の施設の確保が必要であり、市は、市民の生命、身体、財産を守るため、非常に重要な公共施設である消防水利施設を積極的に確保する責任を有しております。

そこで、3点お伺いします。

1点目は、消火栓及び防火水槽の設置状況及び他都市との比較について。

2点目は、消防水利の設置計画について。

3点目は、課題と今後の取り組みについてお伺いいたします。

最後に、教育行政についてです。

初めに、幕張新都心若葉住宅地域における学校建設についてお伺いいたします。

美浜区の若葉住宅地区では、現在、輝く人と町並みが融合する国際性豊かなまちづくりを基本理念に、既存の文教機能を生かした計画戸数約4,000戸の居住機能等を整備し、国内外の交流を活発に行うまちづくりが進められているところです。

本地区では、7棟の超高層マンション計画が予定されており、既に約500戸のマンション1棟が入居済みであり、現在は、800戸超の2棟目が建設中であります。事業者の開発計画は、総面積17万5,000平方メートルを超える大規模なもので、本地区では今後、急激な人口増加が見込まれます。当然、居住する子供たちの数も大幅にふえることが予想され、学校において教室不足が生じるなど、教育環境への影響が懸念されております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、小中学校の建設の必要性について。

2点目は、今後の対応についてお伺いいたします。

次に、学校における働き方改革の推進についてお伺いします。

昨年1月、文部科学省の中央教育審議会の学校における働き方改革についての答申によると、小学校教員の約3割、中学校教員の6割が月に80時間以上の時間外労働をしているとのデータが出されています。月に80時間以上の残業は、いわゆる過労死ラインであり、多くの小中学校の教員が過労死ラインで日々働いている現状は、非常に深刻な社会課題であると考えております。

こうした状況は、優秀な人材が確保しづらくなるほか、現在勤務されている教員のモチベーションの低下などの悪影響につながる重要な問題であり、働き方改革の推進は急務であると考えます。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、今年度の取組状況と課題について。

2点目は、今後の教員配置等の取り組みについてお伺いいたします。

次に、子供への性暴力防止についてお伺いします。

本市教員によるわいせつや暴行等の容疑による逮捕事例がこの2年間で3件発生したほか、私物のUSBメモリの紛失事案などの不祥事が相次いだことに加え、学校徴収金を着服する事案が発生するなど、教育行政に対する市民の信頼が大きく揺るぐ事態となっております。

学校は、子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として何よりも安全で安心な環境が確保されている必要があります。子供への性暴力事件はあってはならないことであり、二度とこういうことが発生しないために、実効性のある防止対策を構築することは喫緊の課題であると考えております。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、これまでの取組状況について。

2点目は、子供への性暴力防止対策検討会の設置の趣旨と今後の取り組みについてお伺いします。

次に、国のGIGAスクール構想への取り組みについてお伺いします。

社会のあらゆる場面でICT活用が日常のものとなり、ソサエティ5.0時代に生きる子供たちにとって、今やPC端末は学習に必要な不可欠な道具の一つとなっています。新しい学習指導

要領の中でも、ICTを活用した情報収集、整理、発信する力を初め、情報モラルやプログラミング教育を含めた情報活用能力の育成が求められています。

このような中、2019年12月の報道により、文部科学省よりGIGAスクール構想が発表されました。児童生徒の1人1台の学習用端末と高速大容量通信を一体的に整備する構想と伺っております。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、GIGAスクール構想とはどのようなものかについて。

2点目は、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わりにします。真摯なる御答弁をよろしくお願ひいたします。

(拍手)

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。熊谷市長。

[市長 熊谷俊人君 登壇]

○市長（熊谷俊人君） ただいま、自由民主党千葉市議会議員団を代表されまして、秋葉忠雄議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス対策についてお答えいたします。

まず、新たな感染症に対する準備についてですが、平成26年に新型インフルエンザ等の発生に備え、各職場の役割の確認など体制整備を行うとともに、情報収集を行い、正確な情報を市民に迅速に伝えることや医療体制の整備などを規定する千葉市新型インフルエンザ等行動計画を策定しております。

この計画に基づき、新たな感染症発生国からの帰国者や患者との濃厚接触があるなど、感染が疑われる方の診療を行う帰国者・接触者外来の設置準備や関係医療機関などとの訓練や情報連携のための会議を開催するなど、発生時に対応できる体制を整えてきました。

次に、新型コロナウイルス感染症への対策についてですが、これまで、国内外の感染の状況を見ながら千葉市健康危機管理基本指針に基づき、感染症健康危機対策班会議及び健康危機管理対策警戒本部会議を設置し、本市として必要な対策をとってまいりました。

市民に対しては、市ホームページで情報提供や感染予防について周知しているほか、本年1月31日からは電話相談窓口を設置しております。

医療体制としては、1月中旬から新型コロナウイルス感染症の疑いがある受診患者の検査が必要な場合には、直ちに環境保健研究所で検査が行えるよう体制を整えており、今後、検査機器を増設し、体制の強化を図る予定です。

2月7日からは、国の通知に基づき、医療圏ごとに医療体制を整備することとなり、本市では、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、感染の疑いのある患者が発生した場合は、センターで連絡を受け、診療体制の整った帰国者・接触者外来への受診を調整することとしております。このほか、外国人旅行者が多く利用するホテルなどの宿泊事業者に対して、注意事項や相談窓口などの周知を行っております。

2月中旬以降は、感染経路が特定できない事例が発生し、新たな段階に向かっており、今後の感染期に向けた準備を進める必要があると判断し、2月19日に市長を本部長とする千葉市健康危機管理対策本部を設置し、昨日、第2回の本部会議を開催したところであります。

今後も、感染拡大の防止に努めるとともに、市民が必要な医療を適切に受けられるよう情報収集に努め、国、県や医療機関と連携し、対応していきます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

また、本市で開催するさまざまなイベントなどについては、開催目的や内容、参加者の状況等を総合的に勘案し、開催の可否を慎重に判断していくとともに、職員の感染予防、職員からの感染拡大防止を図るため、4月1日から予定していた時差出勤の拡大を前倒して実施をしたほか、在宅勤務用端末を増設するなど対応しており、引き続き、市役所の業務運営についても十分な配慮を行ってまいります。

なお、2月22日に、花見川区の市立中学校の教諭の感染について公表いたしましたが、現在、感染症の専門家の御意見も聞きながら、保健所、教育委員会など関係部署が連携し、教職員や生徒の健康観察などを行い、2週間休校とするなどの措置をとっているところです。今後、学校の再開に向けて必要な対策を実施してまいります。

次に、新年度予算編成についてお答えいたします。

予算編成の方針や市民生活向上の取り組みについてですが、新年度予算編成では、財政健全化プラン及び行政改革の取り組みを着実に推進するとともに、歳入確保や歳出の削減に係る改善策については的確に予算に反映するよう努めたところです。

また、最終年度を迎える第3次実施計画等については、医療、介護や子育て、教育のほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や市制100周年に向けた取り組みを中心に、市民生活の向上や本市のさらなる発展につながる取り組みについて重点的に予算を配分したところであります。

さらに、昨年の台風及び大雨の被害を踏まえ、ハード、ソフトの両面から防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを推進することといたしました。

このような方針のもとで編成した新年度予算の主な取り組みとして、医療、介護の分野では、受動喫煙の防止に係る取り組みなど健康づくりを推進するとともに、不妊、不育症への支援を充実するほか、認知症初期集中支援チームの増設や介護人材の確保など、地域包括ケアシステムの構築、強化の取り組みを推進してまいります。

また、子育て、教育の分野では、民間保育園の延長保育助成の拡充や公立保育所における使用済み紙おむつの廃棄など、子ども・子育て支援策の充実に努めるとともに、児童相談所や児童養護施設における機能・体制強化など、児童虐待及び要保護児童対策を推進するほか、専科教員や部活動指導員の増員、大規模改造やトイレ改修の計画的な推進など、教育環境の向上を図ってまいります。

このほか、災害に強いまちづくりを実現するため、再生可能エネルギー等設備の設置助成の拡充や地域防災無線の更新など、電力、通信の強靱化を進めるとともに、崖地に近接する危険住宅の移転に係る支援などの土砂災害対策のほか、雨水貯留槽の設置や下水道管渠の布設など、浸水対策の取り組みを推進してまいります。

次に、市税収入についてお答えいたします。

まず、今年度の税収の見込みについてですが、法人市民税が企業収益の減少により、固定資産税が償却資産の減価償却に伴う減少により、いずれも減収が見込まれるものの、個人市民税が給与所得者数や譲渡所得の増加による増収が見込まれることなどから、市税全体としては、当初予算に対し31億円の増収となる2,017億円を見込んでおります。

次に、新年度当初予算における主な税目の税収の見通しについてですが、法人市民税が税制改正に伴う法人税割の税率の引き下げにより、24億円の減収が見込まれるものの、個人市民税が給与所得者数及び給与所得の増加により、37億円の増収となることを見込んでおります。

また、固定資産税も、家屋の新增築の増加や新築住宅の減額期間の終了により、3億円の増収、軽自動車税も保有台数の増加などにより2億円の増収が見込まれることから、市税全体としては、今年度当初予算と比較し20億円の増収となる2,006億円を見込んでおります。

次に、第3次実施計画についてお答えをいたします。

まず、進捗状況についてですが、第3次実施計画の最終年次となる令和2年度当初予算案時点の進捗状況は、全343事業のうち247事業、約72%が達成またはおおむね達成すると見込んでおり、第2次実施計画における同時期の66%と比較して順調に進捗しているものと考えます。

達成またはおおむね達成を見込んでいる主な事業は、少子・高齢化に伴う喫緊の課題への対応として、民間保育園等の整備、子どもルームの拡充、在宅医療・介護連携の推進など、経済、雇用の基盤強化として、産業用地の整備や企業の人材採用力の向上支援など、都市の魅力向上として、千葉駅西口地区第2種市街地再開発B工区、（仮称）千葉公園ドーム整備、250競輪開催や特別史跡加曽利貝塚の魅力向上などであります。

今後とも、計画事業の目標達成に向けて着実な執行を図ってまいります。

次に、第3次実施計画・新基本計画終了後から次期基本計画開始までの期間中の対応についてですが、第3次実施計画の終了後も、新基本計画のまちづくりを継続し、次期基本計画が開始するまでのまちづくりを切れ目なく推進するため、令和3年度及び4年度の2年間の計画期間とするアクションプランを策定いたします。

その策定に当たっては、第3次実施計画の取り組みの継承、発展に加え、来年度作成する次期基本計画の素案に示す長期的展望に基づく課題認識を十分に踏まえ、これらの課題解決に向けた先行的な取り組みについても積極的に位置づけてまいります。こうしたアクションプラン策定により、新基本計画のまちづくりを将来の本格的な人口減少期に向けた準備段階としての次期基本計画に的確につなげてまいります。

次に、台風15号等を踏まえた防災対策についてお答えをいたします。

まず、災害に強いまちづくり政策パッケージ作成の目的についてですが、台風15号では、観測史上最大の暴風により、長期間かつ広範囲の停電が発生するとともに、停電に伴う通信障害や断水の被害もあり、電話で助けを求めることもできないといった市の防災対策の想定を超えたさまざまな被害が発生し、市民生活にとっても、これまで経験したことのない大きな影響を及ぼしました。また、10月25日には、記録的な大雨により、これまで危険箇所として指定されていない急傾斜地での土砂災害や広範囲にわたる冠水被害等も発生いたしました。長期間かつ広範囲の停電への対応を初め、今回の一連の災害に対し、市としては想定していない対応を含め、人命優先にさまざまな対策、対応を行いました。

このような大規模長期停電等においては、本市はもとより全国的にも事例のないものであり、これらの経験を教訓として、被災地として前向きに災害を乗り越えていく姿を全国に発信するとともに、災害に強いモデル都市を実現するため、災害に強いまちづくり政策パッケージを作成したところであります。

次に、災害に強いまちづくり政策パッケージの具体的な内容についてですが、台風15号等のそれぞれの災害の特徴を踏まえ、この経験を教訓として生かし、災害に強いモデル都市を実現するため、電力の強靱化、通信の強靱化、土砂災害・冠水等対策の強化、災害時の安全・安心の確保、民間企業等との連携拡大の5つの柱を打ち立て、風水害における予防、応急及び復旧という、あらゆる局面での取り組みの方向性を取りまとめたものであります。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

主な取り組みとしましては、電力の強靱化として、全ての公民館、市立学校等に太陽光発電設備、蓄電池を整備することや通信の強靱化として、携帯電話基地局の電力維持等により、停電しても通信途絶が起こらない仕組みを構築すること、また、土砂災害対策では、崩れた崖の復旧や被災した宅地に対する支援のほか、予防対策として、危険な崖地付近からの移転助成、危険箇所等の周知範囲の拡充について盛り込んでおります。

また、民間企業等との連携拡大としては、宅建協会千葉支部と不動産取引の物件説明時に、本市のハザードマップを活用して周辺の水害危険箇所や避難所等の防災情報を説明いただく協定を締結したほか、現在、電力、通信の強靱化に向け、民間企業との協議を進めているところであります。

今後は、必要な予算等の措置を行い、順次実施していくとともに、引き続き、新たな取り組みの追加についても検討してまいります。

次に、地域防災計画の主な修正項目についてですが、台風15号を踏まえ、新たに地域防災計画の中に、風水害などによる市域の広域かつ長期間の停電を想定し、予防、応急及び復旧の各局面における対策を総合的に定めた長期大規模停電対策計画を新設いたします。

また、台風19号を踏まえた高潮対策としては、地域防災計画の部門計画である水防計画に高潮発生のおそれがある場合において、迅速かつ確に市民などへの周知や関係機関と連携して陸門閉鎖が行えるよう、本市の行動計画を定めることといたします。

さらに、10月25日の大雨を踏まえた土砂災害対策としては、県に対して、土砂災害警戒区域の速やかな指定を要請するとともに、土砂災害危険箇所以外で危険と予測される箇所についても、啓発や警戒避難体制の整備等のソフト対策を行うほか、河川の氾濫対策として想定最大規模の降雨量を反映したハザードマップを作成することについて、地域防災計画に明記する予定であります。

次に、今後の修正スケジュールについてですが、市民意見を反映するために現在実施しているパブリックコメントの結果を踏まえ、防災会議において審議を行い、本年3月下旬の公表を予定しております。

なお、台風15号などにおける課題に対応するため、地域防災計画のほか、各種マニュアルなどの修正作業を進めており、引き続き、政策パッケージを含め災害に強いまちづくりに向けた対策を推進してまいります。

次に、I Rについてお答えいたします。

まず、市議会に相談する間もないほど急ぎ決断した理由についてですが、本市は、幕張新都心におけるM I C E強化に向けた有効な選択肢であるI Rについて調査検討を重ねてまいりましたが、昨年秋の台風等による被害や11月に国から示された認定申請に係るスケジュール案、年末までに本市として得られたさまざまな情報や状況等を踏まえ、年初から始まる組織、予算に係る最終的な調整を念頭に、本年1月6日に判断をいたしました。

次に、災害復旧に人とお金を充てるため以外に今回見送るとした理由についてですが、本市は、市・県両議会での推進決議や推進議員連盟の活動、昨年5月の地元企業有志の方々からの具体的な事業提案を踏まえ、本市の判断に必要な情報収集のため、民間事業者への情報提供依頼、いわゆるR F Iを7月に実施するなど、調査検討を重ねてまいりました。

そうした中、9月から10月にかけて千葉県全体を襲った史上最大級の台風や大雨等により、市内、県内各地で多くの被災者が発生し、家屋等大きな被害が発生するという状況が生じまし

た。また、11月に国から示された認定申請期間に関するスケジュール案が本市が想定していたものよりも短く、昨年の災害の影響もあり、このスケジュール案では、関係者との調整や法に定める手続に十分な時間をとることができないものと判断をいたしました。

本市としては、I Rについて誘致ありき、反対ありきではないスタンスから検討を重ねてまいりましたが、こうしたさまざまな観点から総合的に判断し、今回の国から示されているスケジュールでのI Rの誘致は行わないこととしたものであります。

次に、今後、幕張新都心の展開について、県との関係も含めてどのようにしていくのかについてですが、この30年で培われてきたM I C E機能等を含め、今後どのように幕張新都心を機能強化し、更新を図っていくのか、その将来像や取り組みの方向性について、現在、幕張新都心将来ビジョン策定の中で検討を行っているところです。

将来ビジョン検討の中で、本市及びその圏域、さらには県内経済全体を牽引していくために、幕張新都心をどのように成長させていくかといった将来のあり方をこれまで幕張新都心を手がけてきた千葉県とも手を携えながら、本市が中心となって、さまざまな有効な戦略について検討することとしており、その中においてI Rの研究も含めることとしております。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会についてお答えいたします。

大会の成功に向けた本市の取り組みについてですが、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた千葉市行動計画に掲げた123の取組項目のうち、9割に当たる115事業を昨年度末までに実施しており、おおむね計画どおりに進捗をしております。

今月7日には、海浜幕張駅周辺に千葉市オリジナルのオリパラ7競技の街頭バナーを掲出したほか、3月からは、J R千葉駅東口広場への横断幕の掲出やモノレール連絡通路壁面への装飾を行うとともに、6月からは、会場カラーの紅によるラストマイル装飾を行うことで、大会への期待感と祝祭感を高めてまいります。

また、7月3日にオリンピック聖火リレーが、8月19日にパラリンピック聖火リレーが市内で実施されるに当たり、多くの市民の皆様は沿道で声援を送っていただけるよう、さまざまな広報媒体により市民周知を図るとともに、沿道整理などに市民やボランティアが活躍できるよう、検討しているところであります。

また、学校教育では、大会組織委員会による学校連携観戦プログラムを活用し、市内約2万8,000人の児童生徒がパラリンピックを直接観戦することとしております。

また、大会期間中、海浜幕張駅周辺では、おもてなしの最前線である約1,700人の都市ボランティアの運営に加え、来街者が日本文化を体感できるイベントを行うとともに、インバウンド専用の観光案内所を設置し、訪日外国人への観光情報の提供や市内回遊を促進する有料ツアーガイドを実施いたします。

また、幕張海浜公園では、県と連携し、パブリックビューイングやステージイベントなどを行うライブサイトを実施し、観戦することができない方でも大会の感動と興奮を共有できる機会を提供いたします。

さらに、見浜園では、千の葉の芸術祭の企画として、光を使ったインスタレーションや茶会、現代アート作品の回遊式展示などを行い、伝統文化と新しい文化を発信いたします。

加えて、中心市街地においても、千葉中央公園において、パブリックビューイングを実施するほか、東京2020大会を契機にリニューアルする千葉市美術館において、「ジャポニスムー世界を魅了した浮世絵」の企画展を開催するなど、大会開催にあわせ、にぎわいを創出いたします。

す。

多くの市民の皆様がオリンピック・パラリンピックに触れ、スポーツのすばらしさ、多様な方との交流する楽しさなどを実感し、市民一人一人の記憶に深く刻まれる大会となるよう、今後とも、大会組織委員会、千葉県と連携を密にし、全力で取り組んでまいります。

次に、県営水道と市営水道の事業統合についてお答えいたします。

まず、統合に向けた協議の状況についてですが、本年1月に、県営水道に関し、重要事項を調査審議する千葉県水道事業運営審議会が開催され、昨年を引き続き、私が委員として出席いたしました。この審議会並びにその後開催された事務担当者の会議において、県から県営水道が給水している地域における水道事業のあり方について、現在、県としての考え方を整理しており、3月を目途に県、市の課長相当職で構成する実務担当者会議を立ち上げ、関係各市の意見を聞きながら協議を開始するとの見解が示されました。このことから、今後、統合、広域化に向けた県の方向性が提示されることと、協議が開始されることが明確となりました。

この協議の開始により、ようやく県営水道と市営水道との統合に向けたスタートラインに立つことができることとなります。

次に、今後、どのように協議を進めていくのかについてですが、県が示したスケジュールでは、まず、県営水道が給水している11市に対し、県から統合、広域連携を図る案が示され、その後、県市間で協議を進め、令和2年度末までに最もふさわしい案を選定する予定となっております。

次に、将来見通しのシミュレーションなどを行い、広域化による効果を検証した上で、令和4年度末までに、広域化の推進方針や具体的な取組内容を明記した水道広域化推進プランを策定するとしております。県が中心となって関係各市の協議を進めていくこととなりますが、関係各市は、それぞれ立場や意見が違うと考えております。

そこで、本市としては、県に対して協力を惜しまず、積極的に検討、協議を行い、必要に応じて関係各市の意見集約にも努め、最終的には、このプランに県営水道と市営水道との統合が明確に盛り込まれるよう県と調整してまいります。

次に、海浜病院の老朽化への対応についてお答えいたします。

まず、その基本的な方針についてですが、海浜病院の老朽化への対応として、引き続き、美浜区を中心とした市西部地域の中核的な病院として総合的な医療を提供するため、現海浜病院の機能を基盤とした新病院を建設することといたしました。

新病院の規模は、今後の入院患者数の見込みや救急医療体制の強化などを踏まえ、380床から430床程度を見込んでおります。

また、建設予定地は、市西部地域の医療ニーズに引き続き対応するため、美浜区の若葉住宅地区内にある公益施設用地を選定いたしました。今後、建設予定地の確保などについて、所有者である千葉県企業局と協議を進めてまいります。

次に、今後のスケジュールについてですが、今後、新病院の整備に当たっての基本的な方針などを盛り込んだ基本構想の案について、有識者の御意見を伺うため、本年3月26日に予定している病院事業のあり方検討委員会に諮問し、5月までに答申を受けるとともに、市民の皆様方の御意見を伺うため、パブリックコメントを実施する予定です。

このため、基本構想の策定は8月を予定としておりますが、海浜病院の老朽化に対しては、早急に対応する必要があることから、この基本構想の策定後、直ちに基本計画及び基本設計に

着手し、遅くとも令和7年度上半期内の開院を目指してまいります。

次に、受動喫煙対策についてお答えいたします。

まず、受動喫煙対策に関する新年度の体制についてですが、健康増進法、千葉市受動喫煙の防止に関する条例に基づく受動喫煙対策を徹底するためには、通報を待って対応するだけでは十分ではなく、本市から事業所に対して積極的に働きかけることが必要であると考えております。

このため、来年度は事業所の巡回訪問に重点的に取り組むこととし、市内にある事業所全てを順次訪問するため、現在2名の受動喫煙対策推進員を警察官OBを含めて4名増員し、6名体制に強化してまいります。

事業所を訪問した際には、推進員を含む市職員が対策の実施状況を確認し、違反施設に対しては改善を求めるとともに、必要に応じて、法・条例に基づく立入検査や改善の見られない事業所に対する指導、勧告、命令などを通じて、対策の徹底を図ってまいります。

次に、具体的な取り組みの内容についてですが、来年度は、巡回訪問による事業所への働きかけを重点的に実施し、さらに、東京2020大会の開催期間に合わせ、会場周辺の事業所を集中的に巡回し、周知と働きかけを進めてまいります。

また、多くの方が利用するLINEを活用し、法や条例に違反する事業所の情報を通報できるシステムの運用を開始いたします。本市では、いただいた情報をもとに事業所に対する指導を行い、違反状態の是正を求めてまいります。

このほか、事業所における受動喫煙対策を徹底するためには、施設の利用者である市民や市内在勤者、本市への来訪者の御理解が必要であることから、来年度も引き続き、事業者団体に御協力を求めるなど、積極的に周知啓発を行ってまいります。

次に、喫煙所の設置についてお答えいたします。

まず、設置の経緯と課題についてですが、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例の施行により、路上喫煙者は大幅に減少いたしました。この数年は横ばいの状況が続いており、市民からも路上喫煙・ポイ捨て防止対策への御要望が多く上げられております。

そこで、さらなる対策として、路上喫煙等の取り締り地区内に喫煙所を設置し、喫煙できる場所を限定することで、違反行為の防止効果、課題、粉じん濃度測定等による周辺環境への影響などについて調査分析を行う実証事業を平成30年10月からJR海浜幕張駅周辺で実施しております。

実証事業開始後1年が経過し、平均過料件数、平均散乱ごみ数等が減少し、路上喫煙・ポイ捨て防止に一定の効果が認められたことから、他の取り締まり地区における喫煙所設置について検討した結果、立地条件や周辺環境等の諸条件からJR蘇我駅周辺地区に新たな喫煙所の設置を進めることといたしました。

課題として、通行人の動線に影響が少ない設置場所の選定や受動喫煙の防止を考慮した喫煙所の構造等が上げられるほか、JR海浜幕張駅周辺地区で過料処分を受けた人に聞き取りをしたところ、8割が喫煙所の存在を知らず、そのうち約7割が存在を知っていれば、喫煙所を利用すると回答していることから、喫煙所の場所をわかりやすく周知する必要があると考えております。

最後に、課題解決に向けた対応と今後の方向性についてですが、蘇我駅周辺地区における喫煙所の設置については、通行者数や設置スペース、駅からの立地等の条件を踏まえ、候補地を

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

選定しており、設備面では、高さ約3メートルのハイパーテーションやクランク状出入口を採用し、たばこの煙が周辺に容易に漏れ出さない構造としております。

また、喫煙所へのわかりやすい誘導案内表示を設置し、通行人に対する周知を行うなど、路上喫煙・ポイ捨て防止のため、周知啓発の強化を図ってまいります。

喫煙所の設置は、喫煙者が一定程度いる現状において応急的な措置として実施するものであり、今後の方向性については、喫煙所の利用実態や過料件数及び路上喫煙率、さらには喫煙に対する社会情勢を見ながら、廃止を含めた喫煙所のあり方について検討を重ねるなど、喫煙所周辺の環境に配慮した取り組みを進めてまいります。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長、教育長から答弁をいたします。

○議長（岩井雅夫君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木達也君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、（仮称）千葉公園体育館の整備についてお答えします。

まず、（仮称）千葉公園体育館の整備の概要についてですが、老朽化した千葉公園体育館と千葉市武道館及び中央コミュニティセンター体育施設を集約した新たな体育館であり、市民大会が開催可能な全市的スポーツ施設であると同時に、市民の皆様が一般利用が可能な施設であります。

具体的には、1階には柔道場2面、剣道場2面、弓道場を、2階にはバスケットボールコート2面の広さを確保した観客席1,052席のメインアリーナと、同じくバスケットボールコート1面の広さを確保したサブアリーナを配置しております。

新たな体育館では、メインアリーナの観客席に車椅子使用者用観覧席8席を設けるとともに、耳の不自由な方の観戦にも配慮した磁気ループ86席を設置するなど、バリアフリー対応を図っております。

また、整備完了後は、指定避難所として指定される見込みであることから、マンホールトイレや井戸設備などを設置することとしております。

次に、今後のスケジュールについてですが、来年度上半期に建築工事や電気設備工事等の本体工事について入札を行い、令和2年第3回定例会において、工事請負契約議案を提出し、議決をいただいた後、建築工事に着手し、令和4年度中の供用開始を目指してまいります。

次に、特定不妊治療費助成についてお答えします。

特定不妊治療にはどのようなものがあり、どう制度を拡充したかについてですが、特定不妊治療には、卵子を採取して受精させた胚を移植する新鮮胚移植と受精した胚を凍結して母体の状態を整えてから移植を行う凍結胚移植があります。このうち、凍結を伴う治療は高額となりますが、妊娠につながる確率が増すため、この治療法を選択するケースが多く、経済的負担はさらに大きくなります。

国の助成制度では、1回目の助成は上限額が30万円、2回目以降はその2分の1となってしまうことから、2回目以降の申請のうち、いずれか1回について15万円または10万円を治療内容に応じて増額することといたしました。このことで、不妊に悩む方の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

次に、第2期千葉市こどもプランについてお答えします。

まず、第2期プランの策定方針についてであります。策定の方向性として、子供を取り巻

くさまざまな問題は、依然として喫緊の課題であり、現行プランからの継続性に考慮した対応が必要であると考えております。

このため、基本理念である「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち『ちば』の実現」など、基本的な骨組みは変更せず、現行プランの進捗状況、国の指針や法改正の動向、アンケート調査結果等を踏まえ、各種事業の拡充などを位置づけ、今般の社会情勢や子供、若者を取り巻く新たな課題にも対応していくこととしております。

今後、千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び千葉市子ども・子育て会議に、パブリックコメント手続の実施結果を報告し、内容について御承認いただいた後に、本年3月末を目途に第2期プランを策定してまいります。

次に、第2期プランにおける保育需要の見込みについてですが、昨年度、就学前児童の保護者を対象に実施したニーズ調査の結果をもとに、現在は就労しておらず、今後、就労を希望する保護者による潜在的な保育需要も含め算出しておりまして、昨年4月に比べ計画最終年度の令和6年4月までの5年間に約3,500人の増加を見込んでいます。

次に、第2期プランにおける保育園等の整備方針についてですが、少子化の進行による将来的な保育需要の減少を見据え、引き続き、幼稚園の認定こども園移行や認可外保育施設の認可化移行、定員変更、分園設置など、既存施設を最大限に活用するとともに、それだけでは保育需要の増加に対応できない地域においては、施設等の新設により対応する方針としております。

計画最終年度の令和6年4月までに、保育需要の増加に見合った保育の受け皿、約3,500人分の整備を進めることとしており、現行計画と比較いたしますと、整備量は約6割となっております。

次に、新年度の保育園等の整備計画についてですが、幼稚園の認定こども園移行や認可外保育施設の認可化移行への支援など、既存施設の活用とともに、特に保育需要の高い地域については、開園前後の賃借料補助を活用し、保育園の新設を行うこととしており、32カ所、定員738人分の保育の受け皿を整備する計画であります。

次に、消防水利の確保についてお答えします。

まず、消火栓及び防火水槽の設置状況並びに他都市との比較についてですが、市内には、昨年4月現在、消火栓1万2,815基、防火水槽1,977基が設置されております。

また、他都市との比較についてですが、関東の5政令指定都市における消防水利の基準に基づく消防水利の充足率で比較いたしますと、川崎市99.2%、横浜市96.3%、さいたま市90.0%、相模原市88.9%、本市が80.5%であり、関東の政令指定都市の中では、本市が一番低い数値となっております。

次に、消防水利の設置計画についてですが、本市では消防水利整備方針を策定し、消防水利の充足率100%を目標として、計画的に消火栓及び防火水槽の設置を進めております。なお、防火水槽の設置につきましては、大規模地震が発生した場合における多発火災を想定し、市街地等を優先して推進することとしております。

最後に、課題と今後の取り組みについてですが、国の勧告では、震災等による水道施設の故障を考慮し、消防水利は消火栓のみに偏ることがないようにとされており、本市では、消火栓3基に対して防火水槽1基の割合となるよう、消防水利を整備することとしておりますが、現状では、消火栓の割合が高い状況であり、防火水槽の設置が課題となっております。

このため、第3次実施計画により、防火水槽の新設を位置づけ、来年度末までに2基の新設

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

を予定しておりますが、引き続き大規模地震等に備え、防火水槽の設置推進を図る必要があるものと考えております。

また、消火栓につきまして、一部地域については、人口減少による水道需要の減少を踏まえ、水道配管の口径を小さくするダウンサイジング化が進められており、消火栓水量への影響が懸念されることから、水道事業者が配水管の布設がえ等を行う際は、同事業者と協議し、有効な消火栓水量の維持に努めてまいります。

今後も、計画的に消防水利の整備促進を図るとともに、適切に維持、管理し、市民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 服部副市長。

○副市長（服部卓也君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、環境教育についてお答えいたします。

まず、国の環境教育基本方針の見直しのポイントについてですが、平成30年6月に改定された国の環境教育基本方針では、持続可能な開発目標であるSDGsの実現に向けた教育の重要性を踏まえ、今後の学びの方向性として、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てることが必要。都市と地方の交流や世代の垣根を越えた学び合いなどの視点が重要と示されております。

これらを踏まえ、体験活動の意義を捉え直し、地域や民間企業の体験の機会の場の積極的な活用を図ることが見直しのポイントとされております。

次に、本市の環境教育基本方針の見直しの検討状況についてですが、本市では、平成17年に環境教育基本方針を策定し、小中学生向け環境教育教材の配布や環境学習モデル校の指定など、環境教育の取り組みを進めてまいりました。

一方、国の環境教育基本方針の見直しや小中学校の新学習指導要領が改訂され、持続可能な開発のための教育であるESDの実践が求められていることから、策定から長期間経過した本市の環境教育基本方針について、昨年8月5日に、千葉市環境審議会に諮問し、見直しに向けて検討を開始したところであります。

次に、見直しの視点と今後のスケジュールについてですが、本市の環境教育基本方針の見直しの視点として、ESDへの支援策、ESDを実践する教育者の育成、ESDを通じた持続可能な地域づくりの参加促進を掲げ、先月に第1回環境教育等推進専門委員会を開催したところであります。

専門委員会では、学校や子供の環境教育だけではなく、地域や親世代の環境学習の視点を盛り込むべき、SDGsの実現に向けた環境教育の施策については、千葉市として力を入れるところを強調して打ち出していく必要があるのではないかなどの御意見があり、引き続き、専門委員会での議論を踏まえて、次期環境教育基本方針案を検討し、パブリックコメント手続を経た後、本年12月頃を目途に環境教育基本方針を策定してまいります。

次に、航空機騒音問題についてお答えをいたします。

まず、確認書における本市意見の反映状況についてですが、本市は、これまで国土交通省に対して羽田空港機能強化に当たり最大限の騒音軽減策を講じること、羽田再拡張以来の長期的検討事項を実施し、千葉市上空への集中を解消すること、市民への丁寧な説明を積み重ねることを求めてまいりました。

昨年12月25日に締結された確認書では、羽田空港機能強化に係る騒音軽減策等について、新たな飛行ルートの導入や低騒音機の導入促進等により騒音影響を軽減させること。平成17年確認書及び平成22年確認書において検討を進めるとされている飛行ルートの分散化、高度の引き上げ、海上を通過するルートへの移行など、将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項に関する検討を着実に進めること。機能強化策の実施後も引き続き、住民への直接説明を含むさまざまな手段を活用した情報提供を行うなど、住民の理解を得るための十分な情報公開と説明に取り組むことなどの具体的な事項が盛り込まれ、本市の意見がおおむね反映されているところであります。

次に、今後の対応についてですが、確認書では、羽田空港機能強化に対する新たな飛行ルートの運用などの騒音軽減策について、その導入効果を継続的に検証し、公表すること、また、将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項などについて、その検討の進捗状況を協議会に報告することになっていることから、それらの結果を検証するとともに、引き続き国に対し騒音の軽減を求めてまいります。

次に、MICEの推進についてお答えいたします。

まず、令和元年度のMICE開催実績と具体的な取り組みについてですが、経済効果の大きい国際会議について、千葉県やちば国際コンベンションビューローと連携して誘致に取り組み、昨年は、幕張メッセや千葉大学などで66件が開催され、過去5年増加傾向で推移をしております。

具体的な取り組みとしては、昨年7月に外務省が主催した駐日外交団の視察ツアーの受け入れを行い、市内の大学や研究機関などをめぐり、各国の大使館関係者に対し、本市の魅力を発信したほか、11月に幕張新都心のホテルで開催された国際モノレール協会年次総会では、千葉都市モノレールを活用したレセプションを実施したところであります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を生かした取り組みについてですが、大会期間中に、幕張メッセで開催される競技の参加団体と連携し、各国の関係者向けのレセプションにおいて、本市の魅力を発信する機会を創出し、大会後のMICE誘致へつなげていきたいと考えております。

特に、パラリンピック期間中には、JR海浜幕張駅北口駅前広場にて、夜祭りをイメージしたイベントを開催し、日本文化に気軽に触れていただくための多言語対応や車椅子利用の方でも参加できるプログラムの実施など、多くの皆様が本市での滞在を楽しんでいただけるおもてなしを行い、本市の多様性に対応した共生社会を実現するための取り組みを発信するとともに、都市イメージの向上に努めてまいります。

これらを通じて、MICEの誘致を目指すことはもとより、MICEは世界最先端の研究や技術に触れる絶好の機会でもあることから、東京2020大会同様、MICE誘致をそのとき限りのものではなく、本市の将来に向けたレガシーともなり得るよう、市内小中学生のキャリア教育の場としても活用していけるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、森林整備についてお答えいたします。

まず、森林環境譲与税をどのように活用していくのかについてですが、今年度より国から譲与されることとなった森林環境譲与税は、森林整備、人材育成、普及啓発及び木材利用の促進に関する施策に充てることが基本とされております。

このため、来年度については、谷津田内森林の倒木除去やそれに伴う景観の回復、森林ボラ

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

ンティアの研修会参加の支援、谷津田の保全を図るためのパンフレット制作及び泉自然公園内のベンチ、テーブル等への千葉県産木材の活用など、その目的に沿って幅広く森林環境譲与税を活用してまいります。

次に、どのように市内の森林整備に取り組んでいくかについてですが、防災の観点からは、森林等の安全対策を促進するため、新たに国の事業を活用して、緊急輸送道路や送配電施設等の重要インフラに近接した森林について、自然災害による被害を未然に防ぐための整備に取り組むほか、倒木の残置による病害や2次被害を防ぐための整備及び放置竹林の駆除のための実証実験を実施してまいります。

加えて、今後は、森林環境譲与税を活用した森林整備を行っていく必要があることから、地域の実情を踏まえ、その整備手法、エリア設定、スケジュール及び整備後の継続管理等について検討してまいります。

次に、都市計画の総合的な見直しについてお答えいたします。

どのような意図を持って見直しを進めていくのか、見直しの趣旨についてですが、都市計画の総合的な見直しは、令和5年度を開始年度とする次期基本計画の策定に合わせ、都市行政の基礎となる都市計画、公園緑地、住宅の各分野別マスタープランを対象とし、新たに都市デザインの考え方を取り入れた見直しの着手を予定しております。

具体的には、令和3年に市制100周年を迎えることを踏まえ、まず、改めて都市づくりの歴史を振り返り、これまで先人が築き上げてきた都市計画の構想の意図を読み解き、次世代へ受け継ぐ地域資源などを再確認していくことが必要と考えております。

その上で、大きな時間軸を捉え、長期的な視点に立ち、戦略的に都市の課題解決につなげるために、次世代へ受け継ぐ地域資源と現在の市民の皆様のライフスタイルなどから見た目指すべき都市の姿を具体的な形にしていくコンセプトワークを行い、市民の皆様と共有するマスタープランを再構築してまいりたいと考えております。

なお、来年度は、過年度に実施した都市計画基礎調査の分析結果や本市が直面している都市づくりの課題などを踏まえ、今後の都市づくりの基本的な考え方などを示す見直し方針の検討や将来の目指すべき都市像の再構築に向けたコンセプトワークまでを予定しているところであります。

次に、千葉駅周辺のまちづくりについてお答えいたします。

まず、千葉駅周辺の開発の現状についてですが、西エリアでは、来月に千葉駅西口地区再開発事業B工区が竣工し、賃貸住宅などが入る商業棟、総合病院及び屋上公園などを供用開始いたします。

また、B工区の事業進捗に誘発される形で、隣接している新千葉2丁目3街区において、組合施行の再開発事業が予定され、本年夏の組合設立に向け、都市計画手続を進めているところであります。

東エリアでは、千葉駅東口地区再開発事業において、現在、再開発ビルの基礎工事を行っており、本年秋ごろから地上部の建築工事に着手し、令和4年に完成する予定であります。

また、中央公園・通町公園連結強化事業は、昨年11月に事業認可を取得し、事業用地の取得に努めるとともに、今月より既存公園部分の整備工事に着手をしたところであり、芝生の植えつけ時期や養生期間を考慮し、本年6月下旬の供用開始を予定しております。

パルコ跡地については、31階建て397戸の共同住宅が計画され、本年4月より建築工事着手

の予定とのことであります。

これらのおり、千葉駅開業後、民間投資を誘発しつつ、周辺再開発は順調に進捗をしております、引き続き、千葉駅周辺の活性化グランドデザインの考え方にに基づき、まちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、北エリアにおける千葉公園再整備についてですが、千葉公園再整備マスタープランを昨年8月に策定し、新たなにぎわいの施設の導入やプールを含めた既存施設の改修、改築等を位置づけるとともに、公園の立地性を生かし、千葉駅北エリアの回遊性、連携の強化を目指すこととしております。

今年度は、マスタープランを踏まえた公園全体の基本設計と官民連携による公園再整備手法について検討、取りまとめを行い、来年度、（仮称）千葉公園ドームや（仮称）千葉公園体育館に隣接するエリアなどの実施設計を行うとともに、野球場跡地に憩いやにぎわいの拠点施設を導入するため、民間事業者の公募を行う予定であります。

今後は、体育館が供用開始となる令和4年度中の概成を目途に園内の再整備を進め、さらなるにぎわいや交流を生み出す公園となるよう取り組むとともに、千葉駅からの動線、アクセシビリティの向上についても改善を図ってまいります。

次に、今後の千葉駅周辺の人の流れの展望についてですが、千葉駅及び駅ビルの全面開業やこれに関連した歩行者空間の整備などで、駅利用者や周辺歩行者の交通量はふえつつあり、今後も再開発や民間投資などにより、商業施設の出店や都心居住が促進されるものと考えております。

このことから、千葉駅から中心市街地に来街者を誘引するため、千葉駅周辺の活性化グランドデザインの先行整備プログラムに位置づけられている各エリアで人を町に引き込む取り組みを確実に実施するとともに、今後は、各エリア間での連携やリノベーションまちづくりなどの新たな手法も活用し、人の回遊性を高め、経済活動や消費行動を促進させ、千葉都心の一層の魅力向上に努めていきたいと考えております。

次に、建設業の担い手確保の取り組みについてお答えいたします。

まず、施工時期の平準化の新たな取り組みについてですが、建設工事における生産性向上を図るため、平成26年度から債務負担行為を活用した施工時期の平準化に取り組んでいるところであります。

しかしながら、この取り組みは、2月から3月に契約するものの、工事費の全ての支払いが翌年度となることから、発注年度でも支払いを可能とする新たな取り組みとして、工期が2カ年にまたがる継続費を設定した工事を来年度から実施してまいります。この取り組みにより、施工時期及び検査時期のさらなる平準化が図られ、建設企業の経営安定化にも寄与するものと考えております。

次に、その他の取り組みについてですが、建設企業における働き方改革として、建設現場の週休2日制を促進するため、平成29年度から、建設局発注の土木工事を対象に、週休2日相当の休日確保できた工事には工事成績評定点を加算する取り組みを試行しております。

加えて、本年1月から、休日確保に伴う労務費や機械リース料など、経費について増額することとしております。また、夏期における労働環境整備を促進するため、4月から建設現場の熱中症対策に係る経費の増額分についても、契約変更を可能とする予定であります。

さらに、建設工事の事務処理の効率化を図るため、平成30年度から、クラウドサービスを利

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

用し、受発注者双方が工事関係書類をやりとりできる取り組みを試行的に導入しており、今後とも推進をしております。

引き続き、生産性向上、働き方改革などの取り組みを推進することで、将来にわたるインフラ整備などの担い手、災害時における地域の守り手の育成、確保に努めてまいります。

次に、次期下水道事業中長期経営計画の検討状況についてお答えいたします。

まず、次期計画策定における基本的な方針についてですが、汚水整備が概成した現在、引き続き、大規模地震や局地的豪雨、台風などの災害への対応を強化しております。また、老朽化施設が急増する中で、下水道事業を持続させるため、ストックマネジメント計画に基づく調査、点検、改築などの計画的な施設管理を行っております。

さらに、維持管理費や企業債償還額が増加する中で、適正な資金マネジメントが求められていることから、経費の抑制や収益の確保など、経営の健全化を推進しております。

加えて、新技術の活用や職員の技術力の向上、執行体制の最適化などにより経営の効率化を進めるとともに、PDCAサイクルにより計画の進捗管理を適正に行い、将来にわたり安定的な下水道事業の持続を図っております。

最後に、下水道使用料の考え方についてですが、下水道使用料は、汚水処理に必要となる経費を対象に算定をしております。また、下水道は、膨大な施設、整備によって成り立つ施設型事業であることから、多額の経費を必要とする費用構造となっておりますが、今後の人口減少社会の到来や節水技術の進歩により、使用料収入の増加が見込めない状況においても、市民の皆様の衛生的な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のため、本市の下水道事業を持続させることが必要となっております。

そのため、現在、国においても、下水道事業の費用構造を踏まえた望ましい下水道使用料体系を整理し、各自治体に対して提示することとしており、このような国の検討状況も考慮し、本市に適した下水道使用料のあり方について検討しております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 教育長。

○教育長（磯野和美君） 初めに、幕張新都心若葉住宅地区における学校建設についてお答えします。

まず、小中学校の建設の必要性についてですが、若葉住宅地区は打瀬小学校及び打瀬中学校の通学区域であり、現在、同地区から打瀬小学校に67人、打瀬中学校に5人が通っています。

若葉住宅地区の開発状況を考慮した児童生徒数推計によると、打瀬中学校は最大で令和3年度に23学級となりますが、その後も適正規模の基準である12学級以上24学級以下の範囲で推移すると見込んでおります。

一方、打瀬小学校は、令和5年度に適正規模を超えた大規模校となり、8年度には、過去最大規模であった平成17年度の30学級を超え、令和13年度には45学級になる見込みであります。

急激な児童数の増加により教室不足が発生することから、良好な教育環境を確保するため、新たな小学校の建設について検討を行う必要があるものと考えております。

次に、今後の対応についてですが、若葉住宅地区の開発は、10年以上にわたって約1万人が暮らす町をつくる長期間で大規模な計画となっております。そのため、新設小学校の規模の確定には、引き続き、児童数の推移を注視する必要があるため、同地区の住宅供給状況を勘案した児童数の推計を精査しております。

また、新しい学習指導要領の趣旨や地区の特色を生かした教育コンセプト、周辺環境と調和する施設設備、民間手法を含めた各種事業方式の比較検討による選定、開校時期や開校までのスケジュール等の考え方を定めるため、令和2年度には基本計画を策定します。なお、小学校の建設場所については、開発区域北側に隣接する小学校、公益施設用地を想定しております。

次に、学校における働き方改革の推進についてお答えします。

まず、今年度の取組状況と課題についてですが、学校における働き方改革プランに示した3つの基本方針に沿って部活動ガイドラインの策定による具体的な取り組みの開始、ICカードによる出退勤管理システムの導入、民間スイミングスクール活用事業の実施、教員のPC1人1台化の導入、本年4月から運用を開始する自動応答電話の設置などの取り組みを進めているところであります。

これにより、今年度4月から12月までの月平均在校時間数は、前年度と比較し、小学校は5時間減の43時間、中学校では7時間減の63時間と、いずれも減少しております。しかしながら、プランの数値目標の達成に至っていないことから、教員の業務の明確化や適正な配置、専門スタッフの配置の充実などに取り組んでいくことが必要となっております。

次に、今後の教員配置等の取り組みについてですが、来年度は、小学校において、現在配置している音楽専科に加え、図工や家庭科、体育の専科教員を新たに配置します。これにより、児童にとっては、専門性の高い指導が受けられ、学力の向上につながるとともに、複数の教員が指導を行うことによる多面的な児童理解が進む一方、教員にとっても、担任の授業時間数が減少されることから、児童と向き合う時間や授業準備の時間がふえるものと考えております。また、必ずしも教員が行う必要のない業務については、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなど、専門スタッフの配置の充実を図ってまいります。

今後も、教員の適正な配置などの取り組みを着実かつ効果的に進めるとともに、本年1月に国が策定した業務量の適切な管理等に関する指針に基づき、本市の学校の教員の在校等時間の上限等に関する方針を策定するなど、学校における働き方改革に取り組んでまいります。

次に、子供への性暴力防止についてお答えします。

まず、これまでの取組状況についてですが、今年度、教育職員課内に新たにコンプライアンス班を設置するとともに、千葉市教育委員会コンプライアンス委員会を立ち上げ、不祥事防止に向けた取り組みを推進しています。取り組みの柱としまして、相談窓口の周知徹底、ハラスメントの防止、不祥事防止、コンプライアンス研修の充実を挙げております。

具体的には、不祥事防止への意識を高めるため、新たに相談窓口を案内するポスターを学校種別に作成し、全ての市立学校に配布したほか、学校管理職を対象に外部講師による研修会を今後実施するとともに、校内研修資料を新たに作成し、校内研修の充実を図っているところでございます。

次に、子供への性暴力防止対策検討会の設置の趣旨と今後の取り組みについてですが、本市小学校において発生したわいせつ事件を受け、学識経験者、精神科医、弁護士、カウンセラーなどの有識者を招聘し、千葉市教育委員会コンプライアンス委員会の下部組織として、子供への性暴力防止対策検討会を設置しました。本検討会は、事件の検証と再発防止策などについて意見具申を受けることを目的に設置しており、先月から審議を始めたところであります。

本市の性暴力防止の取り組みに関して有識者から御意見をいただき、有効な取り組みについては、意見具申を待たずに速やかに実施してまいります。なお、検証については、刑事確定記

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

録などをもとに進めていくこととしております。

市民や保護者の皆様の信頼回復に努めるとともに、さまざまな対策を行うことで、性暴力のない安全で安心な学校づくりを目指してまいります。

次に、国のGIGAスクール構想への取り組みについてお答えします。

まず、GIGAスクール構想はどのようなものかについてですが、文部科学省は、平成29年に教育のICT化に向けた環境整備5か年計画で整備指針を示しており、令和4年度までに3人に1台端末配備を目指しておりました。その後、GIGAスクール構想は、昨年12月の安心と成長の未来を拓く総合経済対策において、ソサエティ5.0時代を担う人材投資、子育てしやすい生活環境の整備のための事業の一つとして閣議決定され、同月19日に、萩生田文部科学大臣よりメッセージとして発信されたものです。

具体的には、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークの配備、クラウド活用の推進、ICT機器の整備調達体制の構築などを行うことにより、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目指したものであります。

最後に、今後のスケジュールについてですが、GIGAスクール構想の実現に向けた国の補正予算については、児童生徒1人1台端末の整備と校内通信ネットワークの整備のため、2,318億円が措置されております。

昨年12月に文部科学省による学校の情報環境整備に関する説明会が開催され、現在、各自治体に対して補正予算案への対応についての調査が行われているところであります。

国の補助制度を活用した場合においても、莫大な費用負担が生じることから、慎重な検討が必要となっており、先月、指定都市市長会を代表して、熊谷市長が鈴木浜松市長とともに、端末整備完了後の機器の保守管理や更新時の費用補助、校外通信ネットワークの整備と維持管理の費用補助、ソフトウェアや周辺機器にかかわる費用補助、措置要件の緩和などについての緊急要請を萩生田文部科学大臣に対して行ったところであります。

今後も、引き続き情報収集に努め、本市としての対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 秋葉忠雄議員。

○27番（秋葉忠雄君） 御答弁ありがとうございます。2回目は、所感を述べさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス対策については、市立中学校教員の感染について、生徒、保護者だけでなく、地域の方や学校関係者など、不安に思っている方が多いと思います。公衆衛生上の感染拡大の防止策をしっかりとっていただくとともに、正確な情報提供など、不安な気持ちを無用に拡散させないための配慮も最大限お願いしたいと思います。状況は刻々と変わっていますが、今後の状況の変化に対応し、迅速、的確に対応できるよう体制のさらなる強化をしていただきたいと思います。

次に、第3次実施計画については、次期基本計画の前の空白期間において、アクションプランの策定により切れ目のないまちづくりを進めていくとのことであり、本市のさらなる発展に向けて、計画的、継続的な取り組みの着実な推進に向け尽力されることを期待します。

また、来年度以降、いよいよ次期基本計画の策定が本格化することを受け、現在の新基本計画の策定時に特別委員会を設置したように、特別委員会での検討もすべきかといったところも

含め、議会でもしっかりと議論をしまいたいと考えております。

次に、台風15号等を踏まえた防災対策については、今後の防災対策、答弁にもありましたように、台風15号等における長期間かつ広範囲の停電や通信障害、土砂災害等の経験を教訓として、これまで以上にさまざまな施策を打ち出していく必要があると思います。その中で、災害に強いまちづくり政策パッケージを中心に、災害に強いモデル都市を目指していくとのことですが、いつ起こってもおかしくない災害に対しては、可能な限り迅速な対応がとられることを期待します。

また、今後は、電力、通信の強靱化など、災害に強いまちづくりに向けた取り組みを着実に推進するため、政策パッケージに取り入れた事業について、定期的に進捗管理を実施するとともに、必要に応じて事業の追加を行うなど、さらなる防災対策の推進を期待します。

次に、I Rについては、今回、市がI Rの誘致を見送ったことについては非常に残念であります。まず、喫緊の課題である昨年の台風被害に対する復旧、復興、これからの市民生活の安全・安心に向けた取り組みも大切であることから、やむを得ず理解するものであります。

しかしながら、幕張メッセを中心とする幕張新都心は、M I C E都市として市内外をリードしてきた存在でもあることは明白であり、これまで築き上げてきた実績に甘んじるだけでなく、新たな将来性ビジョンとして示していくことにより、これまで以上に国内外からさまざまな人々を引きつける町とするためにも、とても重要になるものと考えます。

幕張新都心だけでなく、市内全域ひいては県内全体の観光や地域経済の振興に対し、I Rという方策は非常に有効と考えることから、将来ビジョンの策定過程において、ぜひI Rについて引き続き検討されることを要望いたします。

次に、県営水道と市営水道の事業統合については、統合に向けた協議の状況と今後の進め方について、おおむね理解いたしました。長きにわたり実現されなかった県営水道が給水している11市の協議について、市議会としても全会一致で知事に意見書を提出し、執行部においても、知事にたび重なる要望を行ってようやく開始されることであり、この点については、評価いたします。

水道広域化推進プランは、県が策定するものではありますが、本市も積極的にかかわることで、市民はもちろん、関係各市のメリットが見い出せるよう協議を進めることを期待しております。

次に、海浜病院の老朽化への対応については、新年度に新病院の建設に向けた基本計画及び基本設計に着手するとのことであり、少子高齢化社会に対応した充実した機能を有する病院となることを期待します。

次に、（仮称）千葉公園体育館の整備については、新たなスポーツ拠点として、市民のさまざまなニーズに応えた施設であると感じました。今後もスケジュールの進捗管理をしっかりと行い、令和4年度中に供用開始されることを大いに期待しております。

次に、第2期千葉市こどもプランについては、少子化の進行による将来的な保育需要の減少を見据え、既存施設を最大限に活用しつつ、引き続き、保育需要の増加に見合った整備に取り組んでいくとのことであります。施設等の整備と並行して、厳しさを増している保育士の確保にも十分に力を入れていただき、待機児童が解消され、全ての働く保護者が安心して子供を預けることができる保育環境が整うことを期待します。

次に、喫煙所の設置については、受動喫煙防止の観点から、屋外喫煙所の設置は必ずしも望

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

ましい取り組みとは言えないと思われます。しかし、喫煙所を設置した地区では、路上喫煙やポイ捨ての防止に一定の効果が上がっていること、喫煙者の多くが喫煙所を利用していることで、屋外における分煙化につながることも期待でき、一定の喫煙者がいる現状では、喫煙所の設置もやむを得ない手段であると思われます。

喫煙所設置の際は、通行人への受動喫煙防止に配慮するとともに、今後、喫煙所のあり方についても、しっかりと検討していただくことを要望いたします。

次に、都市計画の総合的な見直しについては、今後100年、全国的に人口減少、高齢化の急速な進行を起因とし、さまざまな都市の課題が顕著化してくることが予想され、持続可能な都市構造への再編に取り組むことは重要と認識するところであります。

一方、この取り組みにおいては、千葉市らしい個性的な都市づくりへの要請の高まりにも応えていかなければなりません。こうしたことから、改めて本市の都市づくりの歴史を振り返り、次世代へ受け継ぐ地域資源などを再確認していくことと、長期的な視点に立ち戦略的に都市の課題解決につなげていく都市デザインの手法を取り入れることは非常に重要と考えます。

都市計画は、将来の姿を実現するまで非常に時間を要するものであります。そのため、今回の見直し対象となる各種マスタープランにおいては、長期的な見通しを持って定め、市民の皆様が理解しやすい形で都市の将来像を明確にし、その実現に向けて取り組むべきことを明らかにしておくことが肝要と考えますので、市民の皆様や議会の意見を十分に取り入れながら、創意工夫のもとで進めていただきたいと思います。

次に、千葉駅周辺のまちづくりについては、千葉駅及び駅ビル全面開業により、駅周辺の回遊性が向上し、徐々にではありますが、人通りも戻りつつあるように感じております。御答弁にもありますように、現在、駅周辺の再開発も順調に進み、各エリアで人を町に引き込むためのさまざまな取り組みが始まっているとのことです。

千葉駅周辺では、先行整備プログラムに位置づけられている事業以外にも、（仮称）千葉公園ドームや（仮称）千葉公園体育館など、新たな魅力的な施設が誕生します。今後は、これらの施設を最大限に活用し、各エリア間での連携を強化し、人の回遊性を高め、千葉都心の魅力が一層向上していくことを期待しております。

次に、建設業の担い手確保の取り組みについては、施工時期の平準化については、債務負担行為を活用した取り組みに加え、新たな取り組みとして発注年度でも支出を可能とする工期が2年間にまたがる継続費を設定した工事を新年度予算に提案しているとのこと、また、建設企業における働き方改革として、建設現場の週休2日制の促進や熱中症対策などの取り組みを進めていくことの御答弁をいただきました。

今年度、本市でも、台風15号など、たび重なる災害により市民生活への影響は、はかり知れないものがあります。災害対応に従事された市内建設企業の皆様には、深く感謝する次第であります。

今後も、企業の経営の安定化が図られ、建設現場での労働環境整備が促進されることで、将来にわたるインフラ整備などの担い手、災害時における地域の守り手の育成、確保につながることから、さらなる取り組みについて大いに期待しております。引き続き、生産性向上や建設企業における働き方改革など、さまざまな取り組みを推進していただくよう要望いたします。

最後に、子供への性暴力防止についてです。

これまでの取組状況及び子供への性暴力防止対策検討会設置の趣旨と今後の取り組みについ

では、おおむね理解しました。本来、学校は友達と楽しく学習したり、生活したりする場です。子供たちが性暴力を受けるようなことがあれば、心身に大きな傷を受け、将来にも長きにわたり影響することが推測されます。学校では、全力を挙げて性暴力防止に取り組むと同時に、被害を早期に発見する仕組みを構築する必要があります。

そのためにも、学識経験者、精神科医など、各分野の専門家がそれぞれの立場で意見交換し、事件の検証から有効な取り組みを引き出す今回の検討会は無効な方策だと思えます。

当局においては、検討会で出た意見を積極的に取り入れ、効果的な取り組みを着実に進め、本市の全ての学校が安全で安心であることはもとより、全ての子供たちが楽しく生活が送れるよう、大いに期待をしております。

以上で、所感を幾つか申し上げましたが、自由民主党千葉市議会議員団は、本市のさらなる発展と98万市民のより豊かな暮らしの実現を目指して力を尽くしてまいりますことを申し上げます。代表質疑を終わらせていただきます。

長時間の御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 秋葉忠雄議員の代表質疑を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2 時 53 分 休憩

午後 3 時 30 分 開議

○副議長（段木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質疑を続けます。

未来民主ちば代表、32番・麻生紀雄議員。

〔32番・麻生紀雄君 登壇、拍手〕

○32番（麻生紀雄君） 皆さん、こんにちは。未来民主ちばの麻生紀雄です。

それでは、通告に従い、会派を代表いたしまして質疑を行います。

初めに、市政運営の基本姿勢についてです。

まず、新型コロナウイルス感染症への対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症については、日本でも連日感染が報道され、大変残念なことです。先週末には千葉市内の中学校の先生の感染が確認されました。罹患された教員の方の一日も早い回復と休校となった中学校での以前と同様の学校生活に戻ることを心より願う次第であります。

新型コロナウイルスについては、感染を食いとめるための方策や医療体制の整備、検査体制の対策は多岐にわたりますが、今回の事例を受けて実感するのは、正確な情報をいち早く市民の皆様知らせることがいかに大切かということです。SNSが普及した現在、誤った情報が拡散されると、生徒や保護者を初め、多くの方々に大変大きな影響を及ぼし、実際に私も市民からの不安の声を聞いています。

そして、社会に与える影響としては、もう一つ、全国でさまざまなイベントが中止になっていることです。本市においても、2月16日に開催される予定であったちば市国際ふれあいフェスティバル2020が中止されるなど、影響が出ております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことはもちろん重要ですが、必要以上に心配して、イベントなどが中止されることによる経済的な影響についても考えるべきではないでしょ

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

うか。感染拡大のフェーズが移りつつある今、改めてさまざまなイベント等の開催についての考え方を確認しておく必要があると強く感じています。

そこで、2点伺います。

1点目に、新型コロナウイルス感染症に罹患した患者が確認された場合の情報発信について。

2点目に、イベント等の開催に関する市の考え方について伺います。

次に、新年度予算編成について伺います。

新年度予算では、医療、介護分野における社会保障ニーズの高まりを受け、障害者介護給付費などの扶助費が増額となっておりますが、高齢化が進展している状況にあつては、こうした傾向は今後も続いていくものと考えます。

また、中長期的には、人口減少社会の到来により、自主財源の根幹を成す市税収入についても、大幅な増収を見込めないことから、今後の財政運営はますます厳しくなるものと推察いたします。

このため、我が会派では、将来負担の低減など、財政健全化に向けた取り組みは着実に進めつつも、本市の中長期的な未来を見据え、効果が見込まれる投資については、しっかりと事業推進を図るなど、財政健全化と未来への投資のバランスを意識した財政運営を求めているところであります。

そこで、本市の都市の活力を維持するための未来につながる施策について、予算案にどのように反映されたのか、伺います。

次に、平成30年度からの第3期財政健全化プランについては、今年度中に中間見直しを行うと伺っていましたが、先日、その案が公表されました。今回の中間見直しについては、プラン策定時に想定していなかった事業が本市の財政運営に与える影響等も踏まえ、今後の取り組みに反映するものとのことです。

第3期財政健全化プランは、主要目標として主要債務総額の削減を掲げており、厳しい財政運営から脱するためには債務の削減が不可欠であるため、我が会派においてはその動向を注視してきたところであります。

そこで、第3期健全化プランにおける主要債務総額の見込みはどうか、伺います。

また、中間見直しでは数値目標の変更が生じる予定ですが、その変更のうち、1点注目すべきものとして、適正規模の市債発行額の変更が挙げられます。当初計画においては、計画期間4年間における建設事業債の発行額を1,200億円以内とするという目標となっていましたが、今回の見直しにおいては1,275億円以内に変更されています。

建設事業債の発行については、昨年年第3回定例会の代表質疑でも取り上げさせていただきましたが、市債の発行額を増額することは、将来負担の軽減に影響を及ぼすのではないかと懸念いたします。

そこで、中間見直しにおいて適正規模の市債発行額の数値目標を変更する考え方について伺います。

次に、災害に強いまちづくりに向けた取り組みについて伺います。

昨年、本市を相次いで襲った台風や大雨では3名もの尊い命が失われたほか、住家の全壊が20棟、半壊が200棟を超えるなど、大きな被害が発生しました。このような台風や大雨の被害は全国的にも頻発しており、本市でも近い将来にまた被災するという心構えで対策を強化する必要があります。

また、国では、南関東地域で今後30年間にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率を70%と推計しており、首都直下地震についても、いつ起こってもおかしくない状況であることから、風水害とあわせて対策を進める必要があります。

昨年の台風15号における長期間かつ広範囲の停電に伴う通信回線の遮断は、市の情報収集伝達という点でも大きな課題となりました。災害時という混乱した中でも、速やかに被害情報を把握して応急対策につなげるとともに、防災情報や被災者支援などに関する情報を市民の皆様一人一人に迅速かつ確実に届けることは、市の大きな責務となります。

このような情報の収集伝達体制の強化を市の最重要課題として、あらゆる手法を検討の上、早急に対策を講ずる必要があると考えます。

さらに、停電の影響は、公民館等の避難所にも及び、今後、災害時に市民が安全・安心な避難生活を送るためには、避難所における電源の確保は最優先事項となり、避難所に指定された公民館や市立学校等への太陽光発電設備と蓄電池の整備が今回の災害に強いまちづくりの政策パッケージに位置づけられていると認識しております。

大きな災害を経験して間もない今こそ、本市の防災対策にとって、これまで以上に強化していく最善の機会と捉え、大きく前進していただきたいと考えます。

そこで、2点伺います。

1点目に、新年度の防災対策の中で、特に情報の収集伝達体制をどのように強化するのか。

2点目に、電力の強靱化に向けた学校施設等への再生エネルギーの導入について伺います。

次に、あなたにお知らせサービスについて伺います。

これまでも、我が会派は、情報通信技術、いわゆるICTを積極的に活用し、市民サービスの向上や業務の効率化、コスト削減などを実現する方向性について確認してきたところであります。

本市は、日本一の電子市役所を目指し、庁内の情報システムの刷新や先端技術の活用検討など、さまざまな取り組みを行っているものと認識しています。その取り組みの一つとして、これまでも会派として要望しているプッシュ型通知サービス、あなたにお知らせサービスについては、昨年の第3回定例会においても実証実験の成果等を確認したところですが、本サービスの実現は、日本一の電子市役所実現に向けた非常に重要な取り組みであると考えられます。

先だって、NHKにて本サービスの導入に関する報道がされておりましたが、行政サービスの高度化、複雑化が進んでいる状況において、本サービスのような個々の状況に合った通知を行うことは、市民サービスを大きく向上させるものであり、市民の関心も非常に高いものと考えており、また、本サービス運用開始後の行政サービスのあり方についても、気になるところであります。

そこで、3点伺います。

1点目に、サービス実現に向けた現在の検討状況について。

2点目に、サービス開始に向けたスケジュールについて。

3点目に、今後の行政サービスのあり方について伺います。

次に、市制100周年について伺います。

本市においては、100周年を迎える令和3年1月から同年12月までを記念期間と位置づけるとともに、その1年前に当たる令和2年1月から同年12月までをプレ期間とし、記念事業の円滑な運営に努めることとしています。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

既にプレ期間がスタートし、2カ月が過ぎようとしており、100周年という一時代の節目の到来がいよいよ間近に迫っていると実感いたしました。本市では、市制100周年について市民や企業、団体などと市が連携して記念事業を進めていくこととしており、まずもって、市民に市制100周年が十分に認知されることが肝要と考えますが、現状において、市民に十分に認知されているとは言いがたい状況と考えます。

また、市制100周年という市にかかわる方であれば、世代や立場を問わず、誰でも共有できる節目は、本市のまちづくりにおいてもまたとない好機であり、これまでの歩みを振り返るとともに、現在の千葉市の状況をしっかりと見詰め、ぜひ、未来のまちづくりに向けて生かしていくべきと考えます。

そこで、2点伺います。

1点目に、2021年が市制100周年になることは、現在、まだ市民の認知が得られていないと考えますが、これに対してどのように取り組むのか。

2点目に、プレ期間や記念期間を通じて、今後はどのような方針で取り組むのか、伺います。次に、新病院について伺います。

本市の将来的な医療需要や両市立病院の抱える課題等を踏まえ、今後の病院事業のあり方を検討するに当たり、さまざまな分野の有識者の方から、それぞれの専門的な知見に基づいた御意見をいただくなど、市立病院の基本構想について検討が進められてきました。その結果、新年度予算案では、海浜病院にかわる新病院を建設する方針が示され、基本計画及び基本設計に係る予算が盛り込まれているところであります。

そこで、3点伺います。

1点目に、新病院の建設の必要性について伺います。

また、現在の海浜病院が地域に果たしている役割を踏まえると、現在の場所からそう離れていない場所に建設することが望ましいと考えられます。

そこで、2点目に、新病院の建設予定地の選定に当たっての考え方について伺います。

さらに、新病院の基盤となる海浜病院の診療科の一つである心臓血管外科については、手術が長い期間停止しており、今後どのようにして再開するのが課題の一つと考えられます。

そこで、3点目に、心臓血管外科の再開に向けた取り組みについて伺います。

次に、総合政策行政についてです。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組みについて伺います。

東京2020オリンピック競技大会については今日から約5カ月後に、また、東京2020パラリンピック競技大会については今日から6カ月後に開催を控え、東京2020大会の開催がいよいよ迫っていることがまさに実感されるところであります。

そのような中、本市は競技会場都市として、競技会場である幕張メッセ周辺で既に始まった大会機運の醸成を目的とした装飾や海浜幕張駅周辺でのエレベーターやエスカレーター整備などのバリアフリー事業、文化プログラムの実施に向けた準備など、大会に向けさまざまな取り組みを推進していると伺っております。

その中でも、大会の成功や競技会場都市を印象づけるには、世界中から訪れるお客様とのファーストコンタクトをとる都市ボランティアの力が非常に重要であると考えます。

そこで、2点伺います。

1点目に、本市を訪れる方々に対する交通案内や観光案内などを行い、本市の顔とも言える

都市ボランティアが大会本番で存分に活躍できるよう、大会開催に向け今後どのように取り組んでいくのか。

2点目に、東京2020大会における市民の都市ボランティア活動の経験を一過性のものとして終わらせることなく、大会のレガシーにどのようにつなげていくのか、伺います。

次に、財政についてです。

資産経営について伺います。

本市では、平成23年度に資産経営部を立ち上げ、その後、資産経営基本方針や公共施設見直し方針、公共施設等総合管理計画等を策定し、さらに、資産の見える化として資産カルテの公表や建物の改修を計画的に進めるための予算の一元化、資産の総合評価など、資産経営に関する取り組みを進めてきています。

しかし、その一方で、平成27年に策定した公共施設等総合管理計画において試算された今後30年間に必要とされる15.7%の延べ床面積の縮減に関しては、ほとんど進んでいないのが現状です。縮減が進まない理由として考えられるのは、これまでの計画等において、資産総量の縮減という方向性は示されているものの、明確な目標が示されていなかったことが影響しているのではないかと考えます。

前回の第4回定例会において、公共施設等総合管理計画の改訂に当たっては、資産総量の縮減に資するような目標を設定すると答弁をいただいておりますが、このたび、改訂作業が完了し、素案ができたとのことですので、目標設定状況等を含めて改めてお伺いしたいと思います。

そこで、3点伺います。

1点目に、公共施設等総合管理計画の改訂に当たり、計画目標をどのように設定し、目標達成に向けてどのような取り組みを行っていくのか。

2点目に、その取り組みにより、中長期の経費の見通しはどうか。

3点目に、取り組みの達成状況について検証をどう行っていくのか、伺います。

次に、市民行政についてです。

マイナンバーカードの普及促進について伺います。

国のマイナンバーカードの普及に向けた取り組みが本格化しており、我が会派においても、マイナンバーカードの普及と利活用が進めば、市民サービスの向上と業務の効率化が進むものと期待しております。

本市においても、マイナンバーカードの普及に向けたより一層の取り組みが求められているところであり、昨年の第3回定例会の代表質疑において、マイナンバーカードの普及促進の方向性や取り組みについて確認したところ、地元企業と連携した大規模な企業等一括申請など、カードの多様な申請の機会の創出を図るとともに、国の機関等における出張申請受け付けのモデル事業への参加を検討するなど、引き続き、マイナンバーカードの取得促進に努めていくとのことでした。

この間、国の動きとしては、昨年9月3日のデジタル・ガバメント閣僚会議において、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、日本全体のマイナンバーカードの交付枚数想定は全体スケジュールが示され、それによると、マイナンバーカードの健康保険証への利用が開始される令和3年3月末時点で、6,000万枚から7,000万枚、5年3月末にはほとんどの住民がカードを保有していることとなっております。

この全体スケジュールを踏まえ、全国の市区町村に交付円滑化計画の策定と推進が求められ

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

たものと認識しております。

そこで、2点伺います。

1点目に、本市の現在の交付状況と交付円滑化計画における交付目標について。

2点目に、交付円滑化計画の交付目標を達成するための今後の普及促進につながる取り組みについて伺います。

次に、保健福祉行政についてです。

まず、受動喫煙対策について伺います。

本市では、平成30年9月に千葉市受動喫煙の防止に関する条例を制定するなど、積極的に受動喫煙対策を進めております。

特に、飲食店について独自の規制を設けており、改正健康増進法では、経過措置として喫煙可能とされている既存の小規模飲食店を、条例では従業員がいる場合に原則屋内禁煙としています。しかし、本年4月の法や条例の施行まで残り期間がわずかとなる中、飲食店、特に小規模飲食店においては、施行日までに準備が間に合わない店も多いのではないかと不安を感じています。

飲食店は、多くの市民が受動喫煙を受ける場所でもあることから、市民の健康を守るため、飲食店における受動喫煙対策を徹底するための取り組みが求められます。

そこで、2点伺います。

1点目に、これまで、飲食店に対してどのような対策を実施してきたのか。

2点目に、新年度どのような対策を行うのか、伺います。

次に、地域包括ケアシステムの構築、強化に向けた取り組みについて伺います。

いよいよ、令和2年度、高齢化が一段と進むとされる2025年を見据え、千葉市における地域包括ケアシステムの構築を基本目標とした千葉市高齢者保健福祉推進計画・第7期介護保険事業計画の最終年度となります。本市は、当該計画に基づき、地域包括ケアシステムを構築するため、さまざまな事業を展開し、確実に構築を進めてきたものと思います。

地域包括ケアシステムの構築は、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもと、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供できる体制づくりを行うことです。

この地域包括ケアシステムの中核機関となるのが、高齢者の総合相談、介護予防、権利擁護、そして地域の支援体制づくりなどを総合的に支援するあんしんケアセンターです。

あんしんケアセンターは、市民の身近な相談場所として定着し、相談件数も増加していると伺っておりますが、今後もますます、その機能を強化していくことが求められております。

また、高齢化の進展に伴い、高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中、日常生活上の支援が必要な高齢者が生きがいや役割を持って住みなれた地域での生活を継続していくためには、地域の多様な主体による見守り、外出支援、ごみ出し等の生活支援の取り組みや身近な場所での介護予防サービスなど、高齢者を支えるさまざまな仕組みづくりが大変重要となっております。

そこで、2点伺います。

1点目に、地域包括ケアシステムの要となるあんしんケアセンターの充実に向けて、どのように取り組むのか。

2点目に、地域の支え合い活動の育成、調整役である生活支援コーディネーターの配置をどのように進めていくのかについて伺います。

次に、動物愛護について伺います。

これまで、亀井議員のみならず、我が会派としても、動物の殺処分ゼロを目指した譲渡の推進や動物愛護のための基金の創設などを要望してきたところですが、今回、災害時の対応や動物虐待の発生など、報道でも取り上げられたこともあり、改めて、本市の動物愛護の取り組みについて伺いたいと思います。

現在では、少子・超高齢化などの社会情勢の変化などを背景として、市民の生活様式は大きく変化しており、経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさが求められ、個人の意識も多様化してきていると認識しています。

このような状況の中、市民生活に潤いや安らぎをもたらすよきパートナーとして、犬や猫などの動物飼育の果たす役割が注目されています。また、子供たちが心豊かに育っていく上で、動物と身近に接する経験の有効性が指摘されるなど、命を尊重する情操を育む上で、動物との触れ合う経験の重要性の認識が高まっています。一方、不適切な飼育による近隣住民とのトラブルは後を絶たず、安易な飼育や遺棄、放棄、動物虐待などが社会問題化しております。

こうした中、昨年、動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、動物の適正飼育のための規制や動物虐待に対する罰則の強化のほか、都道府県等が取り組むべき業務が明確化され、今後さらに詳細が示されると聞いております。

こうした動物愛護に関する社会情勢が変化する中、本市の動物行政がどう対応していくのか気になるところであります。

そこで、2点伺います。

1点目に、これまでの取り組みの成果と課題について。

2点目に、今後どう取り組みを進めていくのか、伺います。

次に、こども未来行政についてです。

まず、保育の質について伺います。

現在、令和2年度から5年間の計画である第2期こどもプランを策定中であり、引き続き、重要な課題である待機児童解消のための保育所等の整備を進められるものと認識しておりますが、これからは、近い将来に保育所を利用する児童の数が横ばい、または減少に転じることも見据え、量から質に重心を移すことも意識しなければならない時期にあるのではないのでしょうか。人の一生の中で、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、情緒的、知的な発達、社会性を養い、よりよく生きるための力を獲得していく極めて重要な時期であることから、質の高い保育を提供することが肝要であり、より一層の保育の質向上に向けた取り組みが必要と考えます。

そこで、2点伺います。

1点目に、これまでの取り組みについて。

2点目に、来年度における取り組みについて伺います。

次に、子どもナビゲーター事業について伺います。

本市では、子供の貧困対策として、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境整備を推進し、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子供が将来に夢と希望を持って成長できる社会の実現を図るため、平成29年3月に「千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定し、本プランの主要事業の一つとして、平成30年1月から子どもナビゲーター事業を実施しております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

昨年の第1回定例会において、我が会派は、当該事業の取組状況や今後の方針について質問し、事業の継続により一定の成果が期待できるとの答弁をいただいているところであり、また、新年度予算案においても当該事業が拡充事業として計上されていることから、これまでの取組状況等について確認したいと思います。

そこで、2点伺います。

1点目に、これまでの事業の実績と効果について。

2点目に、今後の展開について伺います。

次に、子どもルームの保育環境について伺います。

保育所等においては、本市では待機児童がほぼ解消されている状態となっているところですが、子どもルームでは、いまだ多くの待機児童が発生している状況があり、一層の待機児童解消のための取り組みが求められているところでもあります。

保育所等では、昨年10月に幼児教育・保育無償化が開始し、受け皿の整備とともに、今まで以上に保育の質に対する利用者の関心が高まっているところでもあります。子どもルームでは、いまだ多くの待機児童が発生している状況があり、一層の待機児童解消のための取り組みが求められているところですが、子どもルームの保育環境に関しても、保育所等と同様に今後関心が高まっていくことが考えられます。

そこで、2点伺います。

1点目に、保育環境の向上について。

2点目に、今後の方向性について伺います。

次に、環境行政についてです。

金属スクラップヤード問題について伺います。

最近、増加している金属スクラップヤードについては、作業中に発生する騒音、振動、大型トラックなどの走行による迷惑行為を近隣住民は受けており、スクラップの崩落の危険性、水質汚染の懸念、また、市内外での火災を聞くたびに、自分の地域は大丈夫なのかと非常に不安な日々を過ごしてきております。

これまで議会でも何度も取り上げられ、金属スクラップヤードが引き起こしている現状、若葉区高根町に建設中のK商事の問題、行政によるチェックがされていないことについて、さきの第4回定例会で、金属スクラップヤード業者を適正に指導、管理され、環境保持と地域住民の安心・安全な生活が続けられるように、実効力のある規制が実施されることをお願いする請願が若葉区18自治会長連名で提出され、全会一致で採択送付と議決されたことは、皆さん御承知のとおりと思いますが、その後の地域の状況を見ても、いまだに建設が進められております。

市としては、これまでもきちんと対応していただいているとは思いますが、市民としては、もう待ったなしの状況に置かれています。行政として早急な対応が必要となっていると思います。

そこで、2点伺います。

1点目に、現状の認識について。

2点目に、今後の対応について伺います。

次に、経済農政についてです。

まず、競輪事業について伺います。

本市の競輪事業については、新たな250競輪事業の実施に向けて、事業者である日本写真判

定株式会社とともに、業界団体であるJKAを初め、各種関係先との調整を進めているものと伺っており、我が会派としまして、代表質問や代表質疑などを通じて、新たな250競輪事業の実現に向け、事業の進捗状況等を確認させていただいているところであります。

今回、令和2年度予算において、250競輪開催に係る費用などが計上されており、長きにわたり、業界調整を初めとした準備を続けてきたこの250競輪事業がいよいよスタートするのかと大いに期待をしているところですが、昨年第3回定例会における我が会派の代表質疑において、当局より250競輪実施に当たって協議が必要な全項目について、年内までに確定を目指すとの答弁があったことも勘案し、今回、改めて、本事業の状況などをお伺いしたいと思います。

昨年策定された千葉公園再整備マスタープランにおいても、この千葉公園ドームの区域を含めた千葉公園全体の将来像や整備の方向性が示されており、この事業が単なる一つの事業ではなく、千葉市のまちづくりを進めていく上で非常に重要な事業であるとも認識しており、市を代表する事業の一つとして力強く推進していく必要があると考えております。

そこで、3点伺います。

- 1点目に、新たに始まる250競輪の概要について。
- 2点目に、実施に向けた準備状況について。
- 3点目に、250競輪実施による本市への効果について伺います。

次に、農業法人誘致について伺います。

農業の成長産業化に関しては、昨年第3回定例会において、その推進力となる農業法人誘致などの取り組みの現状や今後の対応について伺い、補助制度の新設やプロジェクトチームによる誘致活動のほか、さらなる支援メニューの検討などについて答弁いただいたところです。

参入時のまとまった農地の利用だけでなく、参入後の積極的な規模拡大による耕作放棄地も含めた農地の有効活用、雇用面での参入先の地域活性化などが期待される農業法人の誘致は、農業の成長産業化の起点として、今後ますます大きな位置を占めるものと考えます。

また、近年首都圏近郊では、高速道路網の整備などに伴い物流、加工などの他産業との連携も視野に入れた農業法人を誘致する動きが見られ、このような多面的な事業展開を志向する法人の誘致による農業以外の分野との相乗効果も期待されるところであります。

そこで、今後の一層の施策展開への希望も込めて、2点伺います。

- 1点目に、今年度の農業法人誘致の取組状況について。
- 2点目に、今後の取り組みについて伺います。

次に、インバウンド対策について伺います。

我が会派では、かねてより、インバウンド対策にはICT技術が有効と考えており、私も代表質疑や一般質問を通じて当局へ提案をしてきたところであります。その間、当局においては、実証実験を通じた観光情報センターへのデジタルサイネージの設置や千葉商工会議所との連携による市内飲食店へのおもてなしWi-Fiの設置促進などに取り組んだことは、一定の評価をするものであります。

しかしながら、会派が一貫して提案してきた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で来葉される外国人観光客の受け入れ環境整備の推進については、幕張メッセの案内看板へのQRコード掲載による多言語情報提供などへは取り組んでいるものの、まだまだ、市として取り組むべきことがあると思われま

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

東京2020大会は、本市の魅力をPRする絶好の機会であり、そのためには、世界各地から来葉される方々が快適に過ごせるための環境整備が重要だと考えています。

そこで、東京2020大会における先端技術を活用した受け入れ環境整備について伺います。

次に、都市行政についてです。

地域公共交通網形成計画の検討の方向性について伺います。

地域公共交通網形成計画については、昨年度の立地適正化計画の策定、公表を受け、持続可能な地域公共交通網の実現を図るため、今年度から必要な調査検討や市の附属機関として地域公共交通活性化協議会を設置した上で、学識経験者と各公共交通事業者並びに関係機関や公募市民などによって議論を進めているものと認識しております。

我が会派としましては、これまで代表質疑などを通じ、地域公共交通網形成計画の策定に向けた進捗状況の確認や特に位置づけが必要と考えている交通不便地域における移手段の考え方などについて確認させていただいているところであります。

今月7日に開催された第2回目の地域公共交通活性化協議会では、市内のバス事業者を主体にした新たな部会が設置され、来年度はこれまで以上に検討が進んでいくものと期待しております。

そこで、改めて、これまでの検討状況や今後の方向性について、2点伺います。

1点目に、持続可能な交通ネットワークを検討するためには、地域や交通事業者の現状や課題、意向等の把握が重要となると考えますが、これまで現状等の把握のために何を調査し、どのような結果となったのか。

2点目に、地域や交通事業者の現状等により、あるべき交通ネットワークの考え方も異なるものと考えますが、これまで把握してきた状況や調査結果を踏まえ、今後の検討の方向性について伺います。

次に、建設行政についてです。

まず、雨水対策について伺います。

近年、全国各地で異常気象による台風や局地的な集中豪雨などが多発しており、特に昨年10月25日の大雨では、例年10月に降る2倍近い雨がわずか半日で降るなど、記録的な集中豪雨となり、市内各地においても甚大な浸水被害が発生したことは、記憶に新しいところであります。

これまで、当局では、近年の大雨に対応すべく、重点地区を定め雨水対策の強化に取り組まれていることは認識しておりますが、被害の軽減に向けて着実に対策を実施していくことが極めて重要であると考えております。

重点地区であるJR千葉駅東口周辺については、昨年度より対策工事に着手し、今年度は、新たにJR蘇我駅周辺や都川周辺並びにみつわ台地区についても、工事を行うための実施設計を行っている聞いておりますが、一日でも早い工事完成が望まれるところです。

また、さきの大雨により坂月第2調整池があふれ、地域の皆様の生活に深刻な影響を与える被害が発生した千城台南地区や新たに床上、床下などに浸水被害が発生した地区についても、浸水に対する不安を軽減し、市民の皆様が少しでも安心して暮らせるよう、一層の雨水対策を推進することが必要であります。

そこで、2点伺います。

1点目に、重点地区における今後の対策工事について。

2点目に、浸水被害が発生した地区の今後の予定について伺います。

次に、下水道施設の老朽化対策について伺います。

下水道は、市民の安全で快適な生活を守るための重要なインフラの一つであり、機能が停止した場合には、市民の生活に多大な影響を及ぼすことになります。これまで、耐用年数を迎える管渠については、調査診断により劣化状況を適切に評価し、計画的に改築を進めていると伺っておりますが、その流末には、千葉市が管理する汚水処理場が2つあり、中でも、昭和40年代の初期につくられた中央浄化センターにおいては、老朽化が著しいことから、その対策について計画的かつ効率的に進めていくことが必要と考えます。

我が会派では、過去に中央浄化センターの老朽化対策について質問し、当局から、千葉市下水道事業中長期経営計画に基づき施設の老朽化対策を進めているとの答弁をいただいておりますが、来年度、計画の最終年度を迎えることから、その進捗が気になるところであります。

また、中央浄化センターと同時期につくられた下水を中継するポンプ場についても同様に老朽化が進んでいると思われ、同じく計画的かつ効率的な対策が必要と考えます。

そこで、2点伺います。

1点目に、中央浄化センターにおける老朽化対策事業の進捗状況について。

2点目に、ポンプ場の老朽化対策について伺います。

次に、消防行政についてです。

まず、ICTを活用した救急業務の推進について伺います。

消防局救急統計の速報値によると、本市の令和元年中の救急出動件数は6万84件となり、前年と比べて1,714件増加し、5年連続で過去最多の出動を更新するとともに、本市の救急業務開始以来、初めて6万件を超えたと伺ったところです。

消防局の予測によると、救急出動件数は、高齢化の進展などを背景として、今後2035年まではふえ続けることが予想されていると伺っています。

このような状況において、消防局では、平成27年度から傷病者を速やかに医療機関へ搬送するために救急情報共有システムを導入するなど、ICTを活用した救急業務を推進していることは承知していますが、システムの導入から5年が経過し、来年度には次期救急情報共有システムの運用を開始する予定であると同っているところであります。

そこで、2点伺います。

1点目に、救急情報共有システムの現状について。

2点目に、次期救急情報共有システム導入で期待される効果について伺います。

次に、感震ブレーカー等の設置推進について伺います。

阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の6割以上が電気器具等からの出火など、電気に起因するものでした。また、首都直下地震を初め、大規模地震の発生に対する市民の関心はますます高まっているところであり、地震による電気火災の抑制と被害の軽減を守るためには、多重防御の考え方からも、密集市街地の解消に向けた対策とあわせ、短期間において一定の効果が期待できる感震ブレーカー等の設置を推進する必要があると考えます。

本市では、平成30年度に密集住宅市街地を対象とした感震ブレーカー簡易タイプの無償配布及び設置補助制度を創設したことは認知していますが、対象地域以外においてもさらに普及啓発を推進し、市内全域で感震ブレーカー等の設置率を向上する必要があるのではないかと考えます。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

そこで、2点伺います。

1点目に、現在までの事業の進捗状況について。

2点目に、現状の課題と今後の取り組みについて伺います。

最後に、教育行政についてです。

まず、小学校の水泳学習における民間スイミングスクールの活用について伺います。

我が会派が一般質問、代表質問でも求めてきました民間スイミングスクール活用事業が今年度小学校2校でモデル的に実施され、その成果について、昨年の第4回定例会において質問をしました。その際、子供たちの水泳学習への前向きな取り組みと泳ぎの上達、教員の負担軽減等の成果が得られたとの御答弁をいただきました。

本事業の目的には、学校プール施設の維持管理費削減に関する効果検証も含まれております。現在は、全ての学校にプールが設置されていますが、我が会派としては、学校プールの老朽化が進んでいく中、費用対効果が今後の本事業拡大の視点になるものと考えております。また、モデル事業における教員の負担軽減についての効果についても気になるところであります。

そこで、2点伺います。

1点目に、モデル実施により得られた費用対効果について。

2点目に、次年度の取り組みについて伺います。

次に、小学校における英語教育について伺います。

令和2年4月から小学校で全面実施される新学習指導要領には、3、4年生での外国語活動の導入、5、6年生での外国語の教科化が盛り込まれており、英語などの外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成することが目標として掲げられております。

ことは、東京2020オリンピック・パラリンピックの年であり、本市でもオリンピック3競技、パラリンピック4競技が開催されることから、観戦に訪れた外国の方と接する機会がふえるものと考えます。

グローバル化が急速に進展する中、とりわけ基本となる英語によるコミュニケーションや文化の多様性を理解して、尊重する気持ちを養うことは必要不可欠であり、英語教育の重要性は今後ますます高まっていくものと考えます。

そこで、2点伺います。

1点目は、学習指導要領改訂に伴う取組状況について。

2点目は、今後の取り組みについて伺います。

次に、校長の再任用について伺います。

管理職の再任用制度を導入している他都市では、経験豊富な管理職を校長や教頭に再任用することにより、年齢構成の平準化の促進や安定的な学校運営などに効果があるとの調査結果が報告されているとのことでした。本市では、ここ数年校長が大量に定年退職することから、経験の少ない教員を多数管理職として登用せざるを得ない状況になっています。

このような中、今年度、本市においても校長の再任用をモデル的に実施していると伺っております。

そこで、2点伺います。

1点目に、今年度の取組状況について。

2点目に、今後の取り組みについて伺います。

次に、加曽利貝塚の魅力向上について伺います。

加曽利貝塚におきましては、特別史跡指定から2年が過ぎ、我が国の宝としての価値を守り伝えていくとともに、新たな魅力を創出し続けることで、来館者のさらなる増加につなげていくことが大変重要となります。

現在、ランドデザインに基づき、史跡の短期的整備を進めようとしておりますが、加曽利貝塚の本質的価値の保護や増加する来訪者の快適な見学環境の確保に関する整備は、ぜひ計画的かつ着実に進めていただきたいと考えております。

また、新博物館については、今後、加曽利貝塚が誰からも長く愛され続けるために極めて重要な位置づけとなることから、現在策定を進められている基本計画の中で、特別史跡たる博物館として、その価値や魅力を継続的に発信、活用する拠点施設となることを御検討いただけるよう期待するところであります。

そこで、2点伺います。

1点目に、加曽利貝塚の史跡整備に係る取り組みについて。

2点目に、新博物館整備に関する今後の方向性について伺います。

最後に、アフタースクール事業について伺います。

放課後子ども教室と子どもルームの一体型モデル事業は、家庭の就労状況などにとらわれず、希望する全ての子供たちに安全・安心な居場所と多様なプログラムの実施による学びのきっかけを提供し、より付加価値の高い放課後を過ごしていただくことを目的として、平成29年度に稲浜小学校において始められております。本年度は、新規開設の5校を加え、合計6校でのモデル事業が展開されており、間もなく1年が経過しようとしているところです。この間、利用者の声や利用状況等から事業の検証を行ってきたことと思います。

令和2年度には、モデル事業から本格実施に移行するとのことですが、これまでのモデル事業の評価とアフタースクール事業としての今後の展開が気になるところであります。

そこで、2点伺います。

1点目に、本格実施に至るこれまでの取り組みについて。

2点目に、今後の開設計画について伺います。

以上で、1回目の質疑を終わります。御答弁よろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（段木和彦君） 答弁願います。熊谷市長。

〔市長 熊谷俊人君 登壇〕

○市長（熊谷俊人君） ただいま、未来民主ちばを代表されまして、麻生紀雄議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対策についてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に罹患した患者が確認された場合の情報発信についてですが、県内で患者が確認された場合、これまでは千葉県が公表を行っていましたが、これは、国の方針で、患者の居住地が特定されることで、その地域の方に与える影響を考慮してのものでした。

今後は、千葉県と協議の上、市民に不要な不安を与えることのないよう、本市が公表していくこととしたところです。公表に当たっては、患者個人の人権に配慮した上で、市民の皆様へ感染症予防を注意喚起する観点から迅速で正確な情報発信に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症については、SNSなども含めて、さまざまな情報が発信されて

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

おりますが、市民の皆様にご冷静で正しい行動をとっていただけるよう、引き続き、正確な情報の発信に努めてまいります。

次に、イベント等の開催に関する市の考え方についてですが、2月25日に開催した千葉市健康危機管理対策本部会議において、現時点において、本市がイベント等を開催する際の考え方を庁内で確認したところです。

最新の感染の発生状況を踏まえると、新型コロナウイルス感染症は、感染者の飛沫や接触により感染すると言われており、屋内などでお互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが感染のリスクを高めると言われております。

本市が主催するイベント等については、開催の必要性や時期が適当か、参加者の属性や人数、屋内、屋外の別や会場の状況、開催した場合に十分な感染予防の対策がとれるかなど、さまざまな観点から総合的に判断する必要があると考えております。

なお、イベント等の開催の判断については、今後、国内の感染の発生状況などを踏まえて慎重に検討してまいります。

次に、新年度予算編成についてお答えいたします。

まず、本市の未来につながる施策についてですが、新年度予算編成においては、財政健全化の取り組みを着実に推進しつつ、人口減少局面にあっても、都市の活力の維持向上を図り、持続可能なまちづくりを進めるため、本市の中長期的な発展に効果が見込める施策やさらなる市民生活の向上に資する施策について、重点的な予算配分に努めたところです。

具体的には、千葉駅周辺の再開発や千葉公園の再整備など、本市の玄関口である千葉都心地区の活性化の取り組みのほか、250競輪の開催や乳牛育成牧場跡地整備といった民間活力の活用、さらに企業立地の促進や中小企業のニーズに即した各種支援の充実など、にぎわいの創出や税源の涵養につながる事業については、積極的な推進を図ったところであります。

また、子育ての分野においても、待機児童の解消に向け、民間保育園や子どもルームの整備を進めるほか、教育の分野では、専門性の高い指導を行う小学校の専科教員を増員するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置体制を強化し、児童生徒への支援の充実を図るなど、未来を担う人材の育成に向けた取り組みを推進してまいります。

さらに、昨年に発生した台風、大雨による被害を踏まえ、災害に強いまちづくりを進めるべく、浸水被害軽減のための雨水貯留槽の設置や崖崩れのあった民有地の復旧及び崩壊防止対策など、国の補正予算の活用も含め、被害の発生予防や支援、復旧体制の構築に向けて総合的に取り組むほか、市民生活に密着した社会インフラである道路の維持管理について、昨年、大津市で発生し、大きな社会問題となった保育園児の交通死亡事故事例を踏まえ、未就学児の交通安全対策を充実するなど、事業費の確保を図ったところです。

これらの取り組みを推進していくことにより、都市の活力の維持向上が図られると考えており、今後も、将来的な財政負担の軽減や財政健全化とのバランスを意識しながら、本市の持続的発展につながる施策を着実に推進してまいります。

次に、第3期健全化プランにおける主要債務総額の見込みについてですが、主要債務総額は、今年度末で4,752億円を見込んでおりますが、公立小中学校普通教室へのエアコン整備や昨年9月から10月にかけて発生した台風、大雨による災害からの復旧対応など、プラン策定時には想定していなかった事業を実施したことから、建設事業債等残高が令和3年度までの想定を上回る可能性が生じております。

また、今後も新庁舎や新清掃工場の建設事業が予定されており、さらなる残高の増も見込まれることから、これまで同様、未来への投資を行いつつ、プランに掲げた建設事業の厳選、債務負担行為の抑制や基金借入残高の低減などの取り組みをより着実に推進することで、令和3年度末に4,800億円程度まで削減というプラン策定時の目標を変更することなく、引き続き財政健全化に取り組んでまいります。

次に、第3期健全化プランの中間見直しにおいて、適正規模の市債発行額の数値目標を変更する考え方についてですが、プラン策定時に想定していなかった建設事業に適切に対応するため、適正規模の市債発行額の数値目標を見直すこととし、公立小中学校普通教室へのエアコン整備として36億円、危険なブロック塀補強対策として4億円、昨年9月から10月にかけて発生した台風、大雨による災害の復旧対応として35億円の計75億円の建設事業債発行規模の拡大を行うこととしました。

これにより、プラン策定時の普通会計の建設事業債の発行を平成30年度から令和3年度までの計画期間4年間で1,200億円以内という数値目標を4年間で1,275億円以内に変更する予定です。

次に、災害に強いまちづくりに向けた取り組みについてお答えをいたします。

まず、新年度の防災対策の中で、特に情報の収集伝達体制をどのように強化するのかについてですが、防災対策は、地震や風水害などの災害が多発する中、市民の生命、身体及び財産を守る行政上最も重要な施策の一つであると認識をしております。

このため、新年度は、昨年の風水害の教訓も踏まえ、災害に強いまちづくりに向けた政策パッケージの実施や地震を含めた防災対策のより一層の推進を図ってまいります。特に、情報の収集伝達体制の強化に向けて、災害発生や被害の状況を速やかに把握し、救助活動や被災者支援などに活用するため、新たにツイッターなどに投稿される災害などの情報をリアルタイムで分析、抽出するシステムを導入するとともに、緊急情報を市内の外国人などに迅速に伝達するため、多言語で防災メールを配信するサービスを開始するほか、避難所運営委員会、自主防災組織、防災リーダー、町内自治会等との連絡体制の強化を図ってまいります。

また、防災情報を一元的に管理する総合防災情報システムを新庁舎整備に合わせて稼働させるため、来年度は実施設計を行うこととし、その中で、被害情報等を地図上に表示する機能の追加や防災行政無線の放送内容をスマートフォンで受信再生できるアプリなど、新たな情報伝達手段の導入について早急に検討するほか、災害対策本部と避難所等との連絡に活用している地域防災無線を災害時の稼働性能及び通信安定性が高いMCA／IP無線機に更新をいたします。さらに、災害時には、建物の倒壊や倒木、土砂災害等により陸路での被害状況の把握が困難になることが想定されることから、民間企業等との協定の締結により、ドローンを活用し、被害状況の把握なども行ってまいります。

これらを確実に実施するとともに、さらなる情報収集伝達体制の強化に向け、新たな対策の検討をあわせて行ってまいります。

次に、電力の強靱化に向けた学校施設等への再生可能エネルギーの導入についてですが、現在、学校施設等に太陽光発電設備と蓄電池を導入している施設は、小中学校18校と公民館1館となっており、太陽光発電設備のみを導入している施設は、小中学校21校と公民館4館となっております。

今後は、避難所に指定されている小中学校と公民館のうち、太陽光発電設備と蓄電池が導入

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

されていない施設約200カ所を対象として、今年度末を目途に公募による民間事業者を決定した上で、現地調査等を踏まえ、スピード感を持って令和4年度末までを目標に整備をしております。

次に、あなたにお知らせサービスについてお答えいたします。

まず、現状の検討状況についてですが、昨年6月10日から7月19日までを申し込み期間として、市民の皆様の参加を募り、586人の方に御協力いただいて、子育て、健康分野の手続を対象に実証実験を実施いたしました。

実証実験を踏まえ、対象手続を選定するため、現状の通知手法や受給率に加え、アンケートの回答内容等を総合的に勘案して、より効果的なサービスとなるよう、一つ一つの手続について検証を行いました。その結果、がん検診など23手続を対象として、サービスを開始することとしたところです。

次に、サービス開始に向けたスケジュールについてですが、本年4月以降に調達手続を実施し、来年1月のサービス開始に向けた調整を実施いたします。

並行して、多くの方に本サービスを御利用いただくために、市政だよりやチラシ配布を含めた周知を実施するとともに、可能な限り簡便な手続で利用できるよう検討を進めてまいります。

なお、サービス開始後も効果検証を行い、市民サービスのさらなる向上を図るべく、費用対効果を勘案しつつ、対象業務の拡充に努めてまいります。

次に、今後の行政サービスのあり方についてですが、あなたにお知らせサービスは、支援が必要な人ほど余裕がなく、行政情報を入手できないという課題認識のもとで、市民に対して行政から積極的にアプローチすることが重要との考え方にに基づき実施するものです。

今後も、こうした考え方に加え、市民に時間を返す観点から、本人確認を伴う申請や手数料等の納付をオンライン上で行う環境の整備により、区役所等の窓口に来なくても行政手続が完了する市役所を目指して、民間事業者等との連携や既存アプリケーション活用の検討などを進め、市民生活のさらなる向上に向けて取り組んでまいります。

次に、市制100周年についてお答えいたします。

まず、現在、まだ市民の認知が得られていないと考えるが、これに対してどのように取り組むのかについてですが、現時点まで、まだ市民の認知が十分とは言えないと考えております。

今回の取り組みを実施するに当たっては、市民の認知を得るのに期間を要すると考えたことから、本年をプレ期間と位置づけ、市制100周年を広く周知し、機運醸成を図り、市民一人一人の興味、関心を喚起し、そこから本市の都市としての歩みの振り返りにつなげていくこととしております。

具体的には、来年度には、モノレールラッピングや主要駅へのデジタルサイネージなどによるPR活動とともに、テレビ番組の公開収録誘致など、メディアと連携した取り組みのほか、市民に身近な指定ごみ袋や住民票、税務証明書へのロゴマークの表記など、既存事業の枠組みも生かし、本市が市制100周年を迎えることに触れる機会を創出いたします。

また、この100年間で都市の歩みを振り返るさまざまなデータの見える化や本市が誇る人物、取り組みを描いた記念漫画の制作など、市民にわかりやすく、興味関心を喚起するようなアプローチにより、多くの市民の皆様が市制100周年を認知し、より深い理解へとつなげることができるよう取り組みを進めてまいります。

次に、プレ期間から記念期間を通じた取組方針についてですが、市制100周年は、本市にか

かわる誰もが共有できる大きな節目であり、次の100年に向けたスタートでもあることから、本市にかかわる一人一人が都市の歩みや現在の本市の姿を知り、未来について考え、行動につなげていく絶好の契機として取り組んでいく必要があると考えております。

そうしたことから、まずは公の側から、その端緒となる働きかけを行うこととしており、都市としての発展を振り返る記念誌や「千葉市史資料編（近現代）」の刊行、千葉市の今を切り取る写真コンクールなどの取り組みを進めるとともに、千葉市まちづくり未来研究所を初めとする基本計画策定にかかわる市民参加の取り組みなどの中で、未来について考えるきっかけづくりに努めてまいります。

そして、こうして市民や団体等さまざまな主体が知り、考えてきたものを行動へとつなげていく機会として、市民や企業、団体が行う活動を幅広く記念事業に位置づける認証制度やそれらの多種多様な事業で町全体を博覧会のように演出する（仮称）ちばまち博を実施していくことなどにより、誰もが主体的に市制100周年にかかわることで、一人一人が未来に向けて行動する契機とするよう取り組んでまいります。

次に、新病院についてお答えいたします。

まず、新病院の建設の必要性についてですが、現在の海浜病院は、市西部地域の急性期病院として地域医療を提供するとともに、青葉病院と役割を分担し、周産期・小児医療の中核的施設としての機能を果たしてまいりました。

今後、高齢化の進展により、市内の入院患者数は、令和12年には平成27年比で20%以上増加する見込みであるなど、医療需要は増大し、救急医療など市立病院が担うべき政策的医療の分野についても体制の維持充実が必要となってきております。

このため、現在の海浜病院が果たしている役割も踏まえ、現海浜病院の機能を基盤とした新病院を整備することとしたものです。

次に、新病院の建設予定地の選定に当たっての考え方についてですが、選定に当たっては、海浜病院の老朽化に対応するために早期の着工が可能であること、公有地など用地の権利者が少ないこと、必要な施設の規模が確保可能な面積を有すること、市西部の医療ニーズに対応できることなどの要件を考慮し、現在の海浜病院の敷地内、県救急医療センター用地、幕張新都心若葉住宅地区公益施設用地の3カ所について比較検討を行いました。

現在の海浜病院の敷地内に建てかえる場合、必要な施設規模を確保するためには、工事を2期に分けて行う必要があり、工期が長期化すること、工事の騒音、振動等が診療に影響することなどのデメリットが、県救急医療センター用地については、現施設の移転が予定されているものの、用地が空くまでの期間を考慮すると、早期の着工が困難であることなどのデメリットがあります。

一方で、若葉住宅地区公益施設用地は、現在空き地であり、早期の着工が可能であること、施工上の制約も少なく工期の短縮も可能であること、工事が現在の海浜病院や完成後の新病院の診療に影響を与えないことなどのメリットが多くあります。

このようなことを踏まえ、若葉住宅地区公益施設用地が最も新病院の建設に適当な用地であると考え、建設予定地として選定したものです。今後、用地の確保に向け、所有者の千葉県企業局と協議してまいります。

次に、受動喫煙対策についてお答えをいたします。

まず、これまでの飲食店に対する対策についてですが、本市では条例により、飲食店に対し

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

て、改正健康増進法を上回る独自の規制を定めていることから、まず、市内飲食店のうち、チェーン店や飲食場所のない店を除く約3,500店をリスト化し、最大3回、店を個別に訪問し、周知啓発を行いました。

また、千葉市食品衛生協会などの飲食店関係団体の会合において制度の説明を行い、対策の実施を呼びかけるほか、飲食店に対する支援として、売り上げ減少を懸念する飲食店を対象とした経営セミナーの開催や飲食店禁煙化補助金を設け、店内を禁煙とする小規模飲食店を支援してまいりました。

これらの取り組みにより、多くの飲食店が禁煙化や喫煙専用室の設置などの対策を進めておりますが、昨年末の時点で、全体の約2割が今後の対策を決めかねている状況となっております。このため、現在、対応を未定としている店を改めて訪問しており、法や条例の施行までに準備が間に合うよう、飲食店に対する支援や働きかけを進めてまいります。

最後に、新年度の対策についてですが、新年度は、受動喫煙対策を徹底するため、受動喫煙対策推進員による飲食店を含む事業所の巡回訪問を重点的に実施し、法や条例に違反する事業所を積極的に把握することとしております。

また、この巡回訪問に先行して、年度当初の早い時期に飲食店における法令遵守の状況を調査することとしております。

喫煙専用室を設けるなど、店内で喫煙できる飲食店を中心に、喫煙室設置標識の掲示の有無や客席面積、従業員の雇用の有無に関する資料などを確認し、違反する飲食店には是正を求めてまいります。

さらに、これらの取り組みを補完するため、LINEを活用した通報ツールを運用することとし、市民や従業員の方から提供していただく情報に基づき、飲食店の間で受動喫煙対策の状況に差が生じないように指導を進めてまいります。

こうした取り組みを通じて、飲食店における対策の徹底を進めてまいります。

以上で私の答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長、病院事業管理者並びに教育長から答弁をいたします。

○副議長（段木和彦君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木達也君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組みについてお答えします。

まず、都市ボランティアの活躍に向けた取り組みについてですが、都市ボランティアが本市を訪れる世界中のお客様を温かくお迎えし、笑顔でおもてなしすることは、大会の成功に向け非常に重要であると認識しております。現在、大会概要等の基礎的な内容を全ての都市ボランティアが学ぶ県内共通の研修を実施しており、当該研修の受講後、本市の都市ボランティアとして正式に採用いたします。

本年4月からは、都市ボランティアに求められる心構え、知識や情報などを習得する配置別研修やリーダーシップ研修を実施し、6月には都市ボランティア専用のユニフォームを配布し、大会への準備が整う予定であります。

これまで研修を実施した中では、講師の話に真剣に聞き入り、受講生同士で積極的に意見を交わすなど、本市都市ボランティアの士気の高さがうかがえるほか、大会での活動を心から待ち望んでいるといった声が聞かれております。

7月からの大会本番では、都市ボランティアの皆様が研修等を通じ積み上げてきた知識や各自が持つ経験等を存分に発揮し、本市の顔として活動に臨めるよう、暑さへの十分な対策など健康や安全等に十分配慮し、円滑な運営に努めてまいります。

次に、市民の都市ボランティア活動の経験を大会のレガシーにどのようにつなげていくかについてですが、世界的なスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックにおいて多くの市民が都市ボランティアとして活動し、世界中の方々をおもてなしする経験は、本市の今後のまちづくりにとって大きな意味を持つものと考えております。

そこで、都市ボランティアの皆様には、ボランティア活動への参加促進のためのネットワークである、チーム千葉ボランティアネットワークにぜひとも登録いただくよう勧奨しております。都市ボランティアの皆様がチーム千葉ボランティアネットワークを活用し、東京2020大会における貴重な経験を生かせる活動を続けていただくことにより、レガシーとしての本市ボランティアの文化の醸成につなげてまいりたいと考えております。

次に、資産経営についてお答えします。

まず、計画改訂に当たり、計画目標をどのように設定し、目標達成に向けてどのような取り組みを行っていくのかについてですが、計画の改訂に伴い、改めて公共施設やインフラの維持管理、更新費用に要する経費の中長期のシミュレーションを実施したところ、全ての公共施設等を保有し続け、耐用年数経過時に単純更新すると仮定した場合、来年度から10年間における維持管理、更新等に年間約970億円の経費が必要となる見込みとなりました。一方、平成26年度からの5カ年の平均支出額である現投資額は、年間約595億円で、約1.6倍となります。

そのため、本計画では、計画目標を今後10年間における公共施設等の維持管理、更新等に係る経費について、必要額に対する投資額を約1.0倍から1.1倍に改善できるよう、必要な対策に着手に取り組むことと設定をしております。

その目標の達成に向け、公共建築物では、今後10年間で約18万平方メートルの所有床面積を縮減し、インフラでは、維持管理、更新にかかる経費を原則として現投資額以下となるよう対策に取り組んでまいります。

次に、取り組みにより、中長期の経費見通しはどのようになるのかについてですが、耐用年数経過時に単純更新すると仮定した場合の年間の約970億円の試算結果に対し、所有床面積の縮減などの対策を行った場合は年間約720億円となり、約250億円の経費の削減が見込まれます。

しかしながら、現投資額の約595億円を将来にわたって維持できると仮定した場合に対し、なお、約125億円の不足額が生じる試算となっている状況であります。

そのため、この不足額に対しましては、対策費用のさらなる縮減を検討しつつ、必要な対策を先送りせず、着実に取り組むとともに、財政健全化路線を維持できる範囲内で公共施設等の維持管理、更新等にかかる対策費用増額の検討を行い、経費ギャップの改善を図ってまいります。

次に、取り組みの達成状況について、検証をどう行っていくのかについてですが、改訂する計画の実効性を確保するために、PDCAサイクルを活用し、継続的な取り組みを行うとともに、施設に対するニーズの変化や今後の社会経済情勢等を注視しながら、個別施設計画の策定状況や各施設の取組状況等を踏まえ、3年を目途に計画の検証及び見直しを行ってまいります。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてお答えします。

まず、本市の現在の交付状況と交付円滑化計画における交付目標についてですが、本市の昨

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

年12月末時点の交付状況については、交付枚数が約17万6,000枚、本市人口に対する交付率は、18.1%で、総務省が公表した本年1月20日時点の全国の人口に対する交付率は15.0%となっていることから、全国的にも比較的高い交付率となっております。

また、本市の交付円滑化計画の交付目標は、国全体の想定交付枚数を踏まえて策定することとされていることから、令和3年3月末時点で、交付枚数が約39万5,000枚、交付率は40.7%、5年3月末時点では、交付枚数は約87万3,000枚、交付率は90.0%としております。

次に、交付円滑化計画の交付目標を達成するための今後の普及促進につながる取り組みについてですが、国の機関等における出張申請受け付けのモデル事業に参加し、今月12日から18日まで、千葉運転免許センターにおいて申請サポート方式による出張申請の受け付けを実施したところであります。

来月には、イオンリテールと連携して、市内店舗において消費活性化策として実施されるマイナポイントの予約手続とあわせて、マイナンバーカードの取得勧奨を行う予定であります。

今後は、地元企業の従業員を対象とした企業等一括申請や市内の大学等の学生を対象とした学校での申請窓口の開設のほか、町内自治会等からの御要望に応じて自治会館等へのお出張申請受け付けなど、カードの多様な申請機会を創出する取り組みを継続して進めながら、マイナンバーカードの取得促進に努めてまいります。

次に、地域包括ケアシステムの構築、強化に向けた取り組みについてお答えします。

まず、あんしんケアセンターの充実に向けた取り組みについてですが、昨年度から、国が示した全国統一の評価指標を用いて、センターの事業評価を実施しております。

今年度は、事業評価を通じた機能強化に関する有識者による懇談会を開催し、センターの機能強化に向けた本市独自の評価指標の設定のほか、センター職員向けの研修の拡充や運営経費のあり方などの御意見をいただいたところであります。

来年度は、こうした御意見を踏まえ、評価を行うとともに、その評価結果のセンターへのフィードバック方法について検討することとしております。

さらに、センターに配置する包括三職種職員の増員を行うとともに、より利便性の高い場所への移転を促すため、センター事務所に係る家賃上限額の引き上げなどを行い、センターの充実に向けてまいります。

次に、生活支援コーディネーターの配置をどのように進めていくのかについてですが、本市では、平成27年度から各区に区域全体を活動範囲とする第1層生活支援コーディネーターを配置しております。

昨年度からは、モデル的に、中央区においてあんしんケアセンター圏域ごとに第2層生活支援コーディネーターを配置し、その効果を検証することといたしました。その結果、第2層コーディネーターは、地域住民や団体とより密接な関係を築くことで、日常生活に密着した地域の課題や要望等を収集することができ、課題解決に向け、その地域に根差した取り組みや地域資源を創出する機会が広がっていると考えております。

このため、来年度は、中央区に加え、新たに稲毛区、若葉区、美浜区のあんしんケアセンター圏域ごとに第2層コーディネーターを配置し、センターを初め、地域の関係団体と連携し、生活支援体制の整備を推進してまいります。

次に、動物愛護についてお答えします。

まず、これまでの取り組みの成果と課題についてですが、各種啓発物による動物の適正飼養、

動物虐待防止などの周知啓発を図り、動物の飼養の有無にかかわらず、市民の皆様の意識向上を図ってきたところであります。また、地域猫活動、譲渡の推進のほか、しつけ方教室や命の大切さを学ぶ動物愛護教室の開催など、さまざまな取り組みを推進してまいりました。

これらの取り組みにより、動物保護指導センターへの収容動物は減少傾向にあり、平成27年度以降、4年連続で殺処分を回避できたことは、大きな成果であると考えております。

動物の飼養の考え方は、人それぞれ千差万別であり、地域猫活動への理解促進や多頭飼育、動物虐待などの社会問題への対応など、取り組みの一層の強化を図る必要があると考えております。

次に、今後の取り組みについてですが、動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、不適切な取り扱いへの対応の強化やマイクロチップの装着義務などが規定されたことから、これらに適切に対応してまいります。また、この法律は、施行後5年を目途に必要な措置を講じるとされており、動物愛護に関するさまざまな社会情勢の変化にも対応していかなければならないものと考えております。

今後は、これまでの取り組みを踏まえまして、より多くの市民の皆様にと動物の共生する社会の精神を共感していただけるよう、関係機関やボランティアの皆様方とさらなる連携強化を図るとともに、動物行政の拠点となる施設の検討を進め、本市としての基本的な考え方をまとめてまいります。

次に、保育の質についてお答えします。

まず、これまでの取り組みについてですが、保育士等キャリアアップ研修や一定期間職場を離れ、研究などを行うサバティカル研修などの各種研修による資質向上や宿舍借り上げ支援事業や給与改善事業等による人材の確保に努めております。

また、園に対する定期的な監査や公立保育所長経験者等が行う巡回指導により、適正な保育水準の確保を図り、さらには、保育士等配置基準改善に対する補助やICTを活用した業務効率化による保育環境の改善を行うなど、保育の質向上のための取り組みを総合的に実施しております。

次に、来年度における取り組みについてですが、これまでの取り組みに加え、保育者及び保育施設に対する実態調査や有識者への意見聴取を実施し、より一層の質の向上に係る新たな施策展開の検討を進めるほか、保育環境の改善として、外国人児童、保護者などに対応するための保育補助者の配置、公立保育所におけるおむつの廃棄を実施いたします。また、教育保育人材の質向上、離職防止、人材確保などのための拠点づくりを検討するなど、さらなる質の向上を進めてまいります。

次に、子どもナビゲーター事業についてお答えします。

まず、これまでの事業の実績と効果についてですが、子どもナビゲーターは、支援が必要な児童の生活習慣等の改善を目的に、モデル事業として平成30年1月から稲毛区に、今年度から中央区に、1人ずつ配置しており、事業開始から昨年12月末までの間で、合計150人の児童やその家庭に対して支援を行っているほか、76人の児童については、必要に応じて他の支援機関につなげております。

また、事業の効果についてですが、今年度、食事や衛生等の生活習慣に関する20の質問から成る生活習慣チェックシートを活用して、子どもナビゲーターが一定の信頼関係を構築できた30人の児童に対して、8月と12月の2回、改善状況の確認を行うことにより、効果検証を行い

ました。

その結果、全体の3分の1の児童について改善傾向が見受けられ、主に食事や生活、衛生といった生活の基礎となる項目で改善が確認できたことから、対象児童の生活習慣の改善に一定の効果があるものと考えております。一方で、学習や運動といった改善に時間を要する項目については、余り効果が出ておらず、今後も継続的な支援が必要であると考えております。

次に、今後の展開についてですが、今回の効果検証の結果を踏まえ、来年度には若葉区において新たに子どもナビゲーターを1人配置し、事業の拡大を図るとともに、学習や運動など、余り改善が認められなかった項目についても効果が出せるよう、学校外教育バウチャー事業の活用を推進するなど、より効果的な支援方法について検討してまいります。

また、事業の性質上、明確に効果があらわれるまでには相応の時間を要するものと考えておりますが、おおむね3カ月という短期間においても、改善傾向にある児童が一定数認められたことから、引き続き定期的に事業効果を確認しながら、拡充を含め、今後の展開について検討してまいります。

次に、子どもルームの保育環境についてお答えします。

まず、保育環境の向上についてですが、平成30年4月には、過去最高となる638人の待機児童が発生したことから、待機児童解消のための緊急3か年アクションプランを策定し、受け入れ枠の拡大とともに、委託先の多様化などに取り組んでまいりましたが、保育環境の向上に関しましても、待機児童の解消と合わせて取り組む必要があるものと認識しております。

これまでも、図書室などの特別教室を利用している高学年の子どもルームについて、余裕教室等を活用して子どもルームの専用スペースを確保することにより、特別教室利用の解消を図ってきたほか、クッションフロア設置による教室改修を実施するなど、保育環境の向上に取り組んでいるところであります。

次に、今後の方向性についてですが、これまでも、高学年子どもルームの解消や教室改修などに取り組んできたところですが、さらなる保育環境の向上を目指すものとして、教室改修などの環境改善に加えて、利用者の安全・安心を確保するため、学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置のほか、利用児童の入室や退室時の時間管理に加えて、保護者等への一斉メール送信等が可能な入退所管理システムの導入を予定しております。

今後も、放課後の居場所として、利用児童が子どもルームで快適かつ安心して過ごせるよう、引き続き、さらなる保育環境の向上に努めてまいります。

次に、ICTを活用した救急業務の推進についてお答えします。

まず、救急情報共有システムの現状についてですが、消防局では、増加する救急需要に対応するため、平成27年4月から傷病者の情報を救急隊と市内21カ所の医療機関との間で共有する救急情報共有システムの運用を開始しております。

本システムでは、傷病者の症状に応じた適切な医療機関の選定や医療機関搬送までの時間短縮等、救急隊の現場活動の効率化を図ることを目的として導入し、活動時間の短縮が図られ、システム導入の効果が確認されておりますが、年々増加する出動件数により、再び活動時間が延伸し、システムの改修が必須の状況となったことから、今年度に次期システムの開発を実施しているところであります。

次に、次期システム導入で期待される効果についてですが、来年度に運用開始を予定している次期救急情報共有システムでは、情報端末への入力方法を手入力から音声やタップ入力へ変

更し、速やかにデータ化することで、入力時間を約8割短縮することができます。

これにより、119番通報時の通報者と指令センター員の通話内容を出動する救急隊へリアルタイムに提供することで、救急隊は必要な資器材を事前準備するとともに、現場へ到着後速やかに活動に移行することが可能となります。

また、観察時の会話など、救急隊が現場で収集した傷病者の情報を的確な医療用語へ変換し、画像やイラストとともに速やかに医療機関へ提供することによる現場活動時間の短縮を期待しております。

さらに、引き続き、情報端末に多言語に対応する翻訳機能アプリケーションを追加し、外国人の傷病者に対しても適切に対応できるようにするほか、救急現場で得た情報を活動記録へ反映させて、救急隊員が行う事務処理を省力化することで、より効率的な救急隊の運用が図られるものと考えております。

このように救急出動が増加の一途をたどる中、傷病者の置かれている状況や病状を考慮する上で貴重な情報収集に対して積極的にICTを活用することで、救急業務の高度化を的確に推進してまいります。

次に、感震ブレーカー等の設置推進についてお答えします。

まず、現在までの事業の進捗状況についてですが、昨年度より、市内で延焼危険性が高い地域を対象とした無償配布及び設置補助事業を実施しております。

無償配布については、本市で重点密集市街地としている2地区を対象として、昨年度は稲毛東5丁目の749世帯へ簡易タイプばね式の配布を行い、今年度は椿森3丁目の約700世帯を対象に現在配布を実施しているところであります。

設置補助については、要改善市街地としている11地区を対象に、町内自治会単位で簡易タイプを共同購入する場合、1個当たりの上限額を3,000円として、設置費用の2分の1を補助しております。事業の進捗状況ですが、本年1月末日までに3町内自治会の計366世帯へ補助金を交付しております。現在は、2町内自治会との調整を継続しており、予算の範囲内において補助金を交付する予定であります。

最後に、現状の課題と今後の取り組みについてですが、昨年10月に実施した感震ブレーカーに関する千葉市インターネットモニターアンケートによる調査では、市民の約46%が感震ブレーカーを知らなかったという結果が出ており、まだまだ、認知度が低いというのが実情であると考えております。

そこで、まずは感震ブレーカーを広く市民に知っていただき、その有効性を認識していただくことが重要であることから、各種イベントなど、さまざまな機会を捉えて普及啓発を行うとともに、SNSやデジタルサイネージ等の媒体も有効に活用してまいります。

さらに、感震ブレーカーは点ではなく地域単位のエリアでの設置が効果的であることから、町内自治会や自主防災組織を対象とした防火防災訓練などで市民へ直接PRすることを主眼とした広報活動を重点的に実施してまいります。

また、設置補助事業につきましては、これまでの実績を評価、検証するとともに、町内自治会等からの御意見や御要望を踏まえまして、地域が一体となった自助、共助、公助による取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（段木和彦君） 時間を延長いたします。服部副市長。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

○副市長（服部卓也君） 市長答弁以外の所管についてお答えいたします。

初めに、金属スクラップヤード問題についてお答えします。

まず、現状の認識についてですが、金属スクラップヤードに対して、騒音、振動、水質汚染などの生活環境への影響、トラックの走行、火災の発生、堆積物の崩落や廃棄物を扱っているのではないかなどの不安を覚える市民の皆様から、さまざまな苦情が寄せられており、早急の対応が必要であることは認識をしております。

これまでもパトロールや立入調査等により現行法令に基づく許可、届け出の有無を確認し、必要に応じて是正措置を行っており、規制対象とならない場合でも、周辺への環境配慮などを事業者に対し求めているところですが、さらなる規制、指導が必要と認識をしております。

次に、今後の対応についてですが、これまで、各所管で個別に対応してきた指導体制を見直し、昨年11月に環境局、都市局、消防局の3局で再生資源物堆積場対策会議を立ち上げ、情報の共有化を図るとともに、合同立入調査等により事業者の指導に当たっているところであります。さらに、現行法令によるさらなる規制、指導の具体的な実施案や指導方針等の作成について、他の関係部局も交え、今、検討を進めているところであります。また、条例などの規制については、他都市の状況を踏まえ検討をしております。

今後も引き続き、市民の皆様への安全・安心な生活環境の保全に向け、関係部局が一体となって事業者指導に取り組んでまいります。

次に、競輪事業についてお答えをいたします。

まず、新たに始まる250競輪の概要についてですが、250競輪は、1周250メートルの屋内木製バンクを舞台に、オリンピックなどと同様の国際ルールにのっとり行われるものであり、スポーツとしての自転車競技と公営事業としての競輪が融合した世界初の取り組みとなります。

具体的には、現行競輪の成績によって決定される級や班の枠組みを超え、全ての希望するプロ競輪選手が同じレースに参加することとしており、1レース6人の選手が6周1,500メートルを競い、勝ち上がり方式により勝敗を決定いたします。

1日のレース数は、最大12レースであり、（仮称）千葉公園ドームにおいては、現行競輪の年間15節46日を大幅に上回る年間50節100日以上開催を予定し、ファンや地域の皆様に対して、より多く250競輪の魅力に触れることができる機会を創出してまいります。

賞金体系においても、優勝劣敗の考え方をさらに強めるべく、上位選手のみに賞金を付与することとしております。

これらの取り組みにより、スポーツ性の高い、わかりやすく競技重視のレースを実現し、従来の競輪ファンに加え、新規ファンの獲得を推進していきたいと考えております。

来年度は、ドーム整備が完了する本年12月以降、5節10日程度の開催を見込んでおり、関係団体と連携した各種準備やプロモーションに努めてまいります。

次に、実施に向けた準備状況についてですが、昨年2月に国の施設基準の改正がなされたあと、本格的な解体、建設工事に着手をしているところですが、ハード面における準備状況については、昨年10月に（仮称）千葉公園ドームの建設に本格的に着手して以降、基礎工事がおおむね完了するなど、本年12月の竣工に向け順調に進捗をしているところであります。

また、ルール等ソフト面においては、業界の最高意思決定機関である競輪最高会議において、昨年12月に250競輪事業における基本的なルールを初め、開催日数、選手管理等に係る大枠の事項が合意されたところであり、今後は、公益財団法人JKAにおいて、審判を初め、選手管

理、自転車管理等に関する規程を整備した上で、当該事業に必要な選手の養成に取り組むこととなっております。

本市としましても、関係団体との連携をより密にするとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において正式種目にもなっているKEIRINは、原則として250競輪と同様のルールにのっとり行われますが、その盛り上がり新たな250競輪に生かすことができるよう、スケジュール感を持った取り組みを進めてまいります。

次に、250競輪実施による本市への効果についてですが、この新たな250競輪は、よりスポーツ性の高い、わかりやすく競技重視のレースを実施するもので、新たなファンの拡大と売り上げ向上による本市財政への継続的な寄与が期待できます。

また、（仮称）千葉公園ドームは、JR千葉駅に近接するなど、都内や成田国際空港からのアクセスも良好であるという、ほかの競輪場にはない立地条件を有しており、競輪はもとより、各種競技会やイベント等を実施することで、自転車競技の普及を図るほか、250競輪発祥の地として、国内外にわたり、本市をプロモーションすることが可能になるものと考えております。

さらには、千葉公園再整備のリーディングプロジェクトとして、新たなにぎわい創出や地域活性化につながるものと見込んでおります。

次に、農業法人誘致についてお答えをいたします。

まず、今年度の農業法人誘致の取組状況についてですが、農地銀行補助制度を初めとする新たな支援制度の整備に合わせて立ち上げた農政部と経済部が一体となった農業法人誘致プロジェクトチームでは、行政とは異なる視点からの法人情報を持つ金融機関とも連携し、本市での農業参入に関心を持つ法人の情報収集を進め、誘致の強化を図っております。

さらには、誘致を進めるに当たり、まず必要となる農地の確保については、農地や農業経営の状況を調査する農地台帳補正調査を活用し、農地の貸借を促進する制度である農地銀行への登録意向を確認した結果、300人以上の農地所有者が登録を希望しており、現在、手続を進めているところであります。

今年度の新規参入法人は、1月末までに5法人で、うち2法人については、新たな支援制度を活用し、市外からの誘致が実現したものであり、現在も複数の法人が本市への具体的な参入の検討を進めております。今後も、これらの法人の誘致実現に向け、重点的に働きかけを行ってまいります。

また、参入後、経営の安定化に不可欠である規模拡大についても、今年度は3法人が新たな支援制度を活用しており、新規参入とあわせ、農業経営への一貫した支援を行っております。

次に、今後の取り組みについてですが、農地の確保、相談体制及び情報発信の3つの取り組みを強化してまいります。

まず、農地の確保については、新たな取り組みとして、立地調査、法人及び農地所有者双方へのアンケート調査などにより、法人の農業参入に適したまとまった農地を参入用地の候補として洗い出す農業法人参入用地基礎調査を来年度から実施いたします。

この調査結果をもとに、参入用地の整備手法や開発に当たっての方針を策定することで、農業参入に関心を示し、必要な情報を求めている法人に対し、用地条件などを含めて参入モデルの提案を行い、誘致に結びつけてまいります。

また、相談体制については、農業法人誘致プロジェクトチームの活動を一層推し進め、誘致段階はもとより、参入後の規模拡大や販路拡大などの課題に応じ、解決への提案、支援を行う

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

ワンストップ相談の体制を整備してまいります。

加えて、情報発信については、農業法人などを対象とする展示会への出展などにより、本市の立地優位性や各種支援制度などを効果的に発信することで、誘致の働きかけを強化してまいります。

このように、3つの取り組みを効果的に実施することにより、農業の成長産業化を牽引する意欲ある農業法人の誘致を推進してまいります。

次に、インバウンド対策についてお答えいたします。

先端技術を活用した受け入れ環境整備についてですが、東京2020大会期間中には、訪日外国人など、初めて本市を訪れる観光客が多数いらっしゃる事が予測され、こうした皆様がスムーズに目的地に到着できるような受け入れ環境整備が重要であると考えております。

このような課題の解決へ向けて、今年度、民間事業者及び千葉市観光協会を交えた検討を行い、先端技術を活用した受け入れ環境整備の重要性を再認識するとともに、民間事業者等とも共有をしたところであります。

そこで、東京2020大会期間中に、先端技術を活用した効果的な情報発信等により、初めての観光客でも周遊を楽しめる環境づくりを目的とした実証事業の実施を検討してまいります。

こうした取り組みを通じて都市イメージの向上を図り、本市を訪れる多くの皆様に快適に過ごしていただくことで、大会終了後のさらなる観光客の増加やMICE誘致へとつなげてまいります。

次に、地域公共交通網形成計画の検討の方向性についてお答えいたします。

まず、現状等の把握のための調査とその結果についてですが、これまで、市内を運行する鉄軌道や路線バス、タクシーなどの交通事業者に対して、事業の現状や問題点、今後の取り組みなどについてアンケートやヒアリングを行ってまいりました。その結果、高齢者の割合がふえて通勤利用が減っていること、運転手の確保が最大の課題であること、また、利用者からの要望として、運行エリアや本数の拡大と定時性に関する内容が多いなどの意見をいただいたところであります。

また、市民アンケートとして、市民の皆様の移動や外出についての実態や意識を調査するため、15歳以上の約4,500人を対象とした郵送アンケート、市内在住、在勤、在学者を対象としたウェブアンケート、さらに、75歳以上の高齢者3,000人を対象にした移動支援ニーズ調査などを実施しており、合わせて4,300人以上の方から回答をいただいたところであります。

その結果、自動車利用者は、20代では約3割程度ですが、30代以上の幅広い世代で約4割の方が利用されていることから、若い世代では車離れの傾向があるものの、全体的には、高齢者も含めて、自動車利用が定着しているということが確認できました。

また、鉄道利用者は、20代では約5割の方が利用されておりますが、30代から50代では約3割、60代以上になると約2割に利用率が落ち込むこと、一方、路線バス利用者は60代以上の方の利用が他世代の倍近くあることなどがわかりました。

さらに、年代が高くなるほど、バスに関する認知度が高くなるとともに、運行本数の拡大を求める傾向や自転車、徒歩での移動割合が高まることから、高齢者にとって路線バスが身近な存在であり、移動する上で必要不可欠な交通機関であることが明らかになっております。

次に、調査結果等を踏まえた今後の検討の方向性についてですが、お住まいの地域や年代などによって、交通手段に関する認識や利用状況などに特徴が見えてきておりますので、アンケ

ート結果についての集計、分析を進めるとともに、今後、地域の移手段に関する問題点や課題等の整理を進めていくため、幅広い世代の市民によるワークショップ等を各区において実施することで、利用者の視点について整理をしていきたいと考えております。

また、これに並行して、新たに設置したバス事業者部会において、バス交通の利用実態、要望などについて情報共有を図るとともに、今後の方向性や将来像、連携方策などについて議論をしてまいります。

その後、利用者と事業者双方の実情を踏まえ、既存の交通体系に加えて、デマンド交通や買い物支援バスサービス、企業等の送迎バスの活用など、多様な交通手段の適切な組み合わせについて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、雨水対策についてお答えいたします。

まず、重点地区における今後の対策工事についてですが、J R千葉駅東口周辺については、現在施工中の市街地再開発区域から駅前大通りまでの区間を今年度発注をしたところであり、残りの区間についても、市街地再開発事業に合わせ工事を行う予定としております。

また、J R蘇我駅周辺及び都川周辺については、新たに雨水を一時的に貯留する施設を菰池公園や大田切公園内に設置し、さらに、みつわ台地区については、低地部に集中する雨水を分散させるためのバイパス管の整備を行い、被害の軽減に努めてまいります。

なお、工事に当たっては、公園利用者及び地元住民の皆様の声を聞いて、丁寧かつ十分に事業内容などを周知し、工事を進めてまいります。

次に、浸水被害が発生した地区の今後の予定についてですが、千城台南地区については、昨年12月に浸水対策についての検討業務を発注しており、現在、調整池の流出口の改良、調整池からの逆流防止のフラップゲートの設置並びに雨水管の増設などの実施設計を行っているところであります。また、調整池の負荷軽減を図るため、既存の調整池への流入や下流への流出を抑制する新たな施設などについても検討してまいります。

そのほかの浸水被害が発生した地区についても、昨年12月までに現地調査を完了し、現在、地域に応じた対策の内容の検討を行っております。引き続き、災害に強いモデル都市の実現に向け、計画的に雨水対策を進めてまいります。

次に、下水道施設の老朽化対策についてお答えいたします。

まず、中央浄化センターにおける老朽化対策事業の進捗状況についてですが、中央浄化センターでは、既存の水処理施設3系列のうち1系列について、平成26年度より、老朽化対策に合わせ、耐震化及び放流水質をよりよくする高度処理化を進めております。

今年度、水処理施設の土木工事が完了したところであり、来年度は、機械・電気設備工事及び消毒施設の建設を行い、令和3年度の供用開始を目指してまいります。また、残りの系列につきましても、段階的に再構築を進めていく予定としております。

最後に、ポンプ場の老朽化対策についてですが、中央浄化センターと同時期に建設されたポンプ場については、人口減少に伴う将来汚水量を見据えて統廃合するなど、施設の規模を見直し、建設費及び維持管理費の縮減を図った再構築計画を策定したところであります。

計画では、中央浄化センターへ下水を中継する神明、幸、黒砂、出洲の4ポンプ場について、浄化センター敷地内に統合ポンプ場を建設することとしており、来年度より基本設計に着手する予定でございます。

以上でございます。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

○副議長（段木和彦君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（齋藤 康君） 新病院についてお答えします。

心臓血管外科の再開に向けた取り組みについてですが、平成27年7月から心臓血管外科手術を行っていませんが、医療圏における心臓血管外科診療について関係医療機関と状況を分析し、患者が多いこと、特に県外で手術を受けている患者が多いことが判明しました。新生児から成人までの先天性心疾患を中心とした心臓血管外科診療を提供していくことを考えております。

具体的には、再開に向け専門医として心臓血管外科医を2人、循環器内科医を1人、小児科医を2人採用するとともに、人材育成、さらに十分な体制整備を行いながら、手術シミュレーションなどを実施し、手術の安全向上を図った上で、来年度中の再開に向けて準備を進めております。

来月に第三者評価委員会を開催して、海浜病院がこれまで取り組んできた内容を専門的な立場から検証していただくこととしており、検証の結果、再開が可能となった場合は、当初は手術数を抑えながら、治療の難易度が低い手術から始めたいと考えております。

以上です。

○副議長（段木和彦君） 教育長。

○教育長（磯野和美君） 初めに、小学校の水泳学習における民間スイミングスクールの活用についてお答えします。

まず、モデル実施により得られた費用対効果についてですが、プール建設や維持管理にかかる年間経費換算額は1校当たり約500万円であり、本事業の1校当たりの委託費約200万円と比較した場合は、財政効果は約300万円の試算としております。また、モデル校の教員を対象に実施したアンケート調査によると、水泳指導やプール管理等において教員の負担が軽減された時間は、1校当たり270時間程度であり、これを給与額に換算すると約120万円となります。プール建設や維持管理にかかる年間経費換算額と委託費の差額に、教員の負担軽減から換算した金額を合わせると、1校当たり約420万円の費用対効果があったものと捉えております。

次に、次年度の取り組みについてですが、今年度の実施に当たり、児童の泳ぎの上達や教員の負担軽減及び費用対効果等が検証されたことから、小学校の水泳学習における民間スイミングスクール活用事業を拡大してまいります。

今年度のモデル校は、小規模校の2校を対象としましたが、来年度は本市小学校の平均的な学級数を踏まえて、中規模校も加え対象を7校にふやし、実施する予定としております。

また、バスによる移動の際、道路の混雑により想像以上の時間を要し、水泳学習後の授業等に影響があったことを踏まえ、周辺に民間スイミングスクールがない学校を対象として、新たにインストラクターの派遣により水泳学習を実施し、効果を検証する予定であります。

なお、児童の意欲や技能のさらなる向上を図るとともに、適切に評価を行うため、インストラクターと教員との打ち合わせをより綿密に実施してまいります。

次に、小学校における英語教育についてお答えします。

まず、学習指導要領改訂に伴う取組状況についてですが、本市では、豊かな国際感覚の醸成や異文化理解の促進のため、平成14年度より全国に先駆けて、外国人講師を活用した小学校外国語活動を展開してまいりました。新学習指導要領への対応としましては、昨年度より3、4年生で年間35時間、5、6年生で70時間の外国語活動の授業を先行実施するとともに、外国人講師の配置を3、4年生で年間18時間、5、6年生で35時間に拡充しました。

また、授業の進め方等について、教員に助言を行う英語教育支援員を各区に2人配置しているほか、教員の英語免許取得を促進するため、千葉大学と連携した免許法認定講習を実施するなど、教員の指導方向上を図ってきたところであります。

本市が昨年度に実施した外国語活動に関するアンケート調査によれば、89%の児童が楽しく外国語活動に取り組むことができていると回答しており、これらの取り組みが一定の成果を上げているものと捉えております。

次に、今後の取り組みについてですが、教科化に伴い、5、6年生は新たに教科書を使って学習することから、採択した教科書を用いて円滑に指導ができるよう、指導の指針となる年間指導計画を作成し、教務主任、外国語活動主任等を対象にした小学校英語教育連絡協議会において周知したところであり、今後、各学校での指導計画作成の際の活用促進を図ってまいります。

また、ネイティブの発音による音声教材、国際色豊かな映像資料、リズムに合わせて楽しみながら重要語句を覚えていくことのできる、チャンツなどが収録された新教科書対応のデジタル教科書を全小学校に配信する予定としております。

引き続き、英語による言語活動を通して積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成、コミュニケーション能力の素地、基礎を養う指導の工夫、改善に努めてまいります。

次に、校長の再任用についてお答えします。

まず、今年度の取組状況についてですが、学校を取り巻く環境が複雑化している中、校長は、これまで以上にリーダーシップやマネジメント力を発揮することが必要になってきております。

一方で、本市の学校では校長の大量退職時代を迎えており、経験の浅い校長が多くなったことから、安定した学校経営を図る方策として、豊かな教育経験や管理能力を持つ再任用校長を今年度より小学校2校、中学校1校に配置しております。

再任用校長を配置し、教職員の管理、学習・生徒指導など、各校の教育課題に対応して積極的に取り組むことで、的確な学校経営に資することができたほか、地域別校長研修会等において経験の浅い校長に助言を行うことなどにより、学校管理職の育成に寄与できたものと考えております。

次に、今後の取り組みについてですが、本市における校長の定年退職者数は、今年度末が37人、ピークとなる来年度末が61人、令和3年度末が39人と見込まれております。このことから、来年度は再任用校長を5人程度増員し、校長にふさわしい人材を確保してまいります。

なお、3年度以降につきましては、校長の定年退職見込み者数や教職員全体の年齢構成及び公務員の定年引き上げの動向を注視し、今後の再任用校長のあり方について検討してまいります。

再任用校長の選考については、定年退職予定者の意向調査により希望者を募り、これまでの学校経営の状況を考慮し、面接を行った上で決定することとしております。また、再任用校長の配置については、トップリーダーとしての豊富な経験や能力が学校運営に生かされるよう、学校の実情に応じて決定してまいります。

次に、加曽利貝塚の魅力向上についてお答えします。

まず、史跡整備に係る取り組みについてですが、昨年2月に策定した特別史跡加曽利貝塚ランドデザインに基づき、今年度は、利便性向上などの短期的な史跡整備として、堅穴住居跡の新設など、復元集落の整備、老朽化した北貝塚住居跡群観覧施設の改修、歩きやすい園路や

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

わかりやすいサインなどに係る実施設計を行っております。

来年度は、これらの工事に本格的に着手し、計画的に整備を進めていくほか、体験学習や休憩の場となる便益施設の実施設計等を予定しております。

今後も、より多くの方々に愛され続ける史跡を目指すため、ワークショップを継続的に開催し、幅広い意見を聞き、さまざまな工夫、改善を図りながら、史跡整備に努めてまいります。

次に、新博物館整備にかかわる今後の方向性についてですが、今年度は、博物館の移転、整備に向け、新博物館の基本計画の策定を進めており、千葉市史跡保存整備委員会において審議を重ねております。

現在までの審議においては、国内の縄文文化や貝塚研究の中核を担い、世界に向けて成果を発信していく調査研究体制の確立が必要である、教科書で学んできた古い縄文イメージを覆す最新の研究成果を踏まえた展示や新たな縄文時代像を学ぶ体験及び学習機会の提供が求められるなどの意見が示されております。

来年度は、最新の博物館にふさわしい展示体験計画の追加検討を行い、より完成度の高い新博物館整備基本計画を策定し、訪れた方々が縄文文化研究の最前線に触れ、縄文時代の臨場感を満喫し、その魅力と価値を生き生きと感ずることができる日本を代表する博物館を目指してまいります。

次に、アフタースクール事業についてお答えします。

まず、本格実施に至るこれまでの取り組みについてですが、昨年4月より放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業を新たに5校開始し、各区に1校、計6校へと拡充しました。本事業を利用している児童の割合については、昼間の部は約43%、就労家族等を利用の対象としている夜間の部は、約9%となっております。

放課後子ども教室・子どもルーム一体型を導入後、昨年度待機児童があった3校全てにおいて待機が解消され、希望者全員に御利用いただいていることから、放課後子ども教室・子どもルーム一体型への移行が安全・安心の確保や子どもルームの待機児童解消の一助になっていると認識しております。

また、モデル事業利用者へのアンケート結果によれば、利用児童とその保護者とも約70%が満足との回答を得ており、来年度から名称をアフタースクールとして本格実施することとしました。

なお、より多くの児童に利用していただけるよう、昨年10月から情報紙アフタースクールニュースを事業実施校の全児童の家庭に配布するとともに、よりきめ細やかな指導を行うため、委託事業者と学校、教育委員会が連絡会議において緊密な情報交換を実施しているほか、来年度からは利用者の利便性の向上を図るため、土曜日の開所時間を30分早めることといたしました。

最後に、今後の開設計画についてですが、来年度は、川戸小学校、さつきが丘東小学校、さつきが丘西小学校、都賀小学校、更科小学校、高洲第四小学校の6校において、さらに令和3年度は、朝日ヶ丘小学校、あやめ台小学校、千城台わかば小学校、千城台みらい小学校、大宮小学校と大宮台小学校との統合校、真砂第五小学校の6校で開設し、計18校への拡充を計画しております。

令和4年度以降につきましては、昨年3月に策定した千葉市放課後子どもプランに基づき子どもルームが学校敷地内にあり、かつ余裕教室がある学校を中心に、放課後子ども教室の実行

委員会が立ち上がらないなど、地域での実施が困難な学校や子どもルームの待機児童が多い学校等を優先し、スピード感を持って計画的にアフタースクールの拡充を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（段木和彦君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） ただいま、市長を初め、両副市長、病院事業管理者、教育長より、丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

詳細につきましては、あすから始まります予算審査特別委員会及び分科会におきまして、審議を行ってまいります。何点か所感を申し上げたいと思います。

初めに、新年度予算編成についてですが、さまざまな分野において、本市の未来につながる施策に積極的に取り組んでいくことを確認することができました。引き続き、厳しい財政運営となることが予想されますが、新年度以降においても、第3期財政健全化プランに基づくさまざまな取組内容を着実に推進していただき、将来負担の低減を図りつつも、本市の発展に向けた効果的な取り組みを進めることを期待いたします。

次に、災害に強いまちづくりに向けた取り組みについてですが、災害時において、市民の生命を守るとともに、市が効果的な対策を実施するためには、情報収集伝達体制を強化していくことが大変重要となります。昨年台風15号では、長期にわたる通信回線の遮断という想定になかったような事態となったことから、これまでの情報収集伝達体制の見直しを行い、次の災害に備えた改善策を検討していただきたいと思っております。

情報収集においては、市民の協力を得ながら、必要な情報提供をいただくような仕組みを構築することや情報発信における新たな手法を検討するなど、市民一人一人に確実に情報を伝えることのできるようなシステムの強化を図っていただくことを期待いたします。

また、地球温暖化が加速する中、昨今のような災害は今後も起きる可能性が十分にあります。今回御答弁いただいた避難所への再生可能エネルギーの導入は、平時の温室効果ガス抑制のみならず、有事の際に安心して頼れる避難所として、市民の安心・安全の観点から非常に重要であり、スピード感を持って進めていただくことを期待いたします。

次に、市制100周年についてですが、2020年のプレ期間において、多様な手法により市制100周年を周知するとともに、市制100周年の認知とより深い理解へとつなげることができるよう取り組みを進めることを確認しました。また、プレ期間から記念期間を通じた取組方針として、本市にかかわる一人一人が都市の歩みや現在の本市の姿を知り、未来について考え、行動につなげていく絶好の契機として取り組むことを伺いました。

市制100周年という大きな時代の節目に当たり、オリンピック・パラリンピックにおいて高まった市民参加の機運をさらに大きなうねりに変え、市全体で未来のまちづくりに向けて行動する契機とするだけでなく、その行動が記念期間以降も継続し、未来の千葉市をつくっていく大きな力となっていくことを期待いたします。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組みについてですが、新年度予算において、市民を中心に組織された都市ボランティアが大会期間中に活躍するための取り組みはもちろんのこと、大会終了後にその経験を引き継ぎ、本市ボランティア文化の醸成につなげるための取り組みが盛り込まれていることが確認できました。

今後、市民の都市ボランティア活動経験がチーム千葉ボランティアネットワークの中で十分に生かされるとともに、多くの市民の皆様がさまざまな分野において活発にボランティア活動

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

を行っていくことで、東京2020大会を契機とした本市ボランティア文化の醸成が図られることを期待いたします。

次に、資産経営についてですが、計画目標の設定については、会派として、これまでも議会等でたびたび意見をしてきたところですが、ようやく設定されました。遅いくらいであると思います。

本市では、これまでに長寿命化等の対策が行われていないなど、老朽化が進む施設を多く抱えており、これからこれらの施設を維持管理、更新していくために莫大な費用を要することが明らかとなりました。

公共建築物やインフラは、本市の大切な財産ですので、必要な対策を先延ばしすることなく、市民の安全・安心な生活を確保し、必要なサービスを将来にわたって持続的に提供できるよう、しっかりと取り組まれますよう期待します。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてですが、本市の交付率18.1%が全国的にも高い交付率であるものの、低い水準にとどまっていること、国の施策と歩調を合わせながら、令和5年3月末で交付率90%の目標を設定し、マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みを進めていることは理解しました。

また、今後も、カード普及に向けて多様な申請機会の創出を図りながら、市民への取得を促進していくとのことですが、担い手となる職員みずからがカードの必要性や利便性を実感し、市民に勧奨していくことが最も大事なことだと思っています。

2月3日の朝日新聞の記事によりますと、昨年10月末の国の職員のカード取得率は25%とのことでした。カード普及促進を図るべき国の職員においても、カードの必要性が十分に浸透していないことが実態として明らかになったところであり、残念な思いであります。

職員のカード取得促進については、以前から我が会派としても要望してきたところであります。カードの取得は本人の意思に基づく行為であり、強要できるものではありませんが、マイナンバーカードは、窓口等の行政運営の効率化に大いに役立つものでありますので、まず、職員みずからが率先してカードを取得していただく上で、より一層のカード普及に努めてくださることを期待いたします。

次に、受動喫煙対策についてですが、飲食店は、市民が受動喫煙を受けたことがある場所として最も多い場所とされており、飲食店における受動喫煙対策は、多くの市民の健康被害の防止につながるものと期待されます。

当局がこれまで飲食店に対しさまざまな取り組みを実施してきたことは理解しましたが、法や条例の施行の直前になっても準備を進めていない飲食店も一定程度あるとのこと。飲食店側にもさまざまな事情があると思いますが、決まりを守らない店があると、法律や条例の意義が失われてしまいます。

当局におかれましては、法や条例に基づく受動喫煙対策の徹底に向けて、引き続き、しっかりと取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、子どもルームの保育環境についてですが、保育所等と比べて、いまだ多くの待機児童が発生している状況の子どもルームですが、引き続き各種の待機児童解消のための取り組みが必要と考えますので、平成30年7月に策定し、現在、市で取り組んでいる待機児童解消のための緊急3か年アクションプランについて、最終年となる令和2年度においても着実に実行いただきたいと思います。

また、待機児童の解消に当たっては、アフタースクール事業との一層の連携を図っていただくほか、今後もさらなる保育環境の向上に向けて、より一層の環境の改善に努めていただくことを期待いたします。

次に、競輪事業についてですが、業界団体である公益財団法人JKAや選手会など、関係者が多岐にわたる中、世界初である250競輪の枠組みを固め、来年度予算の計上に至るまで調整を進めたことを評価したいと思います。

ことは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催があり、さまざまなスポーツ競技が注目を集め、また、世界中が日本に目を向けることになることを見込まれます。

この千葉市も、開催都市として注目を浴びることになると思いますが、この250競輪事業は、本市の新たな魅力を創出するものであり、広く本市をPRする起爆剤になり得るものであると見込まれます。我が会派としましても、この事業の実施を大いに期待しております。

次に、小学校の水泳学習における民間スイミングスクールの活用についてですが、今年度のモデル実施では、子供たちの意欲の向上や泳ぎの上達だけではなく、プール建設や維持管理にかかる年間経費換算額と委託費の差額が1校当たり約300万円、教員の負担が軽減された時間数が1校当たり約270時間、給与額に換算すると約120万円となり、これらを合わせた費用対効果は約420万円と試算されているなど、大きな成果が得られたことがわかりました。

次年度は、中規模校にも対象を拡大するとともに、学校へのインストラクターの派遣を予定しているとのことであり、我が会派としては、その成果についても大いに期待するところであり、本事業の今後の動向には、引き続き注視していきたいと考えます。

次に、小学校における英語教育についてですが、研修等を通じて教員が研さんを積んできたことや全国に先駆けて外国人講師を活用した英語活動を進めてきたことが、9割近くの児童が楽しく外国語活動に取り組むことができているとのアンケート結果に結びついているものと評価します。この4月からの新学習指導要領の全面実施に当たっても、これまでの先行実施の成果を生かして、円滑な移行に努めていただきたいと思います。

また、デジタル教科書については、音声教材や映像資料など、児童の学習のみならず、英語指導の経験の浅い小学校の指導の補助としても有効であると考えますので、整備、運用を図るよう期待しております。

最後に、アフタースクール事業についてですが、アフタースクールの拡充には、学校敷地内に子どもルームがある、余裕教室があるなどの物理的条件、地域による放課後子ども教室の運営が厳しいなどの地域事情、子どもルームの待機児童が多い学校など、さまざまな条件や優先度合いがある中、令和2年度、3年度に6校ずつ、18校まで拡充するとのことでした。

令和4年度以降については、千葉市放課後子どもプランにおいて、さらなる拡充と示されております。プランの中間見直しにおいて、具体的な数値が示されることかと思いますが、子供たちの放課後のさらなる充実のために、子どもルームからアフタースクールに移行できる学校については、加速度をつけて事業を推進していただくことを期待いたします。

以上、会派を代表しての質疑を終わります。

長時間にわたり、御清聴いただきましてありがとうございました。（拍手）

○副議長（段木和彦君） 麻生紀雄議員の代表質疑を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前10時から会議を開きます。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後5時38分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

千葉県議会議長 岩 井 雅 夫

千葉県議会副議長 段 木 和 彦

千葉県議会議員 岡 田 慎

千葉県議会議員 安 喰 初 美